

平成30年度第1回 市民参加制度審査会 会議録

日時 平成30年8月22日（水）

15時00分～17時30分

場所 市役所5階 第1会議室

出席者 出石 稔会長 川戸裕佑副会長 石田晴美委員

牧瀬 稔委員 安達 健委員 吉原和行委員

事務局 市民協働部 石井 聡次長

市民協働課 中川公嗣係長 北村絵理主事

【市民協働部・石井聡次長】 それでは、定刻になりましたので平成30年度第1回の逗子市市民参加制度審査会を開催いたします。まずはじめに、市長から委員の委嘱をいたします。

（委嘱状交付）

【市民協働部・石井聡次長】 それでは、平井市長から一言ご挨拶申し上げます。

【平井竜一市長】 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、市民参加制度審査会にご出席をいただきましてありがとうございます。そして今、委嘱状をお渡しいたしました。今回新たにご就任をいただきました安達さんと吉原さん、そして引き続きということで、学識からは出石先生、石田先生、牧瀬先生、そして市民で川戸さん。どうぞ2年間よろしく願いいたします。

市民参加条例ができてまして適切に、この審査会の意見をしっかりと受けとめながら、市民参加の向上に尽くしてもらいました。時に厳しく、しっかりと皆様からご意見をいただいて、本当に充実してきたのではないかなと思っております。

一方で、ご案内のとおり、昨年、緊急財政対策ということで、非常に財政状況が厳しい中、事業の抜本的な見直し、あるいは公共施設の利用時間の短縮ですね。これから人口が減り、少子高齢化が一層進み、それに伴って財政がますます厳しくなっていくという状況の中で、自治体としては財政を縮小していく中で、いかに市民サービスを維持向上させていくか。その中では、当然、見直しをして、縮小せざるを得ないといった判断が求められている中で、ますます市民の参加、あるいはサポート行政といったプロセスを大事にするという、この市民参加条例の趣旨は非常に重要になっているというふうに、特に去年ぐらいから改めて実感しております。

来月からはパブリックコメントということで、さまざま、この間の財政対策における影響に対しての審査の審査が実施されることとなりますので、これは今年も、来年度を含めて、この任期2年間でいろいろと皆さんにご審議いただくことになってこようと思っておりますので、ぜひ、しっかり皆さんのそれぞれの立場でご意見をいただいて、私どももしっかりと市民の意見を反映できるそういったシステムに引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。それでは、他の公務の都合で市長はこちらで退席をいたします。

【平井竜一市長】 よろしく願いいたします。

【市民協働部・石井聡次長】 それでは、任期初めての会議になりますので、ここで会長、副会長の互選をしていただきたいと思います。会長は主に会議の進行をお願いするというお役目です。いかがでしょうか。

【吉原和行委員】 様子のわかっている方、2年目の方がやられたほうがよろしいかと思いません。

【牧瀬稔委員・石田晴美委員】 じゃあ、ぜひ出石先生に。

【市民協働部・石井聡次長】 そうしましたら、会長を出石先生に。

【出石稔委員】 前々期、前期と会長を務めておりましたので、では継続させていただきます。

【市民協働部・石井聡次長】 では、副会長のほうはいかががいたしましょう。

【出石稔会長】 副会長は、前期は市民公募の方をお願いしたのですが、やはりそのほうがよろしいようでしたら、2期目になります川戸さんをお願いすることになると思うのですが、よろしいですか。

【川戸裕佑副会長】 よろしく願いいたします。

【市民協働部・石井聡次長】 どうもありがとうございます。それでは出石先生、会長席のほうにご移動を。

本来であれば、初めての任期の方もいらっしゃるのですが、制度的な説明ですとかそういったものをこちらで十分した上で審査に入っていくべきところではあるんですけども、先ほど市長からも申し上げたとおり、緊急財政関係で審査案件が大分多いものですから、申しわけないんですが、審査のほうにすぐ移っていただければと思います。

では、ここから進行を会長のほうでお願いいたします。

【出石稔会長】 そうはいつでも、今回から入られました安達健委員と吉原和行委員につきましては初めてということだと思うので、本当に簡単にですが、我々の役割についての話をまずしておきたいと思います。

先ほど市長からも少し話がありましたが、この審査会は市民参加手続のプロセスを重視している委員会です。したがって、今日は18件案件が出てまいりますけれども、端的に言えば、重要な政策案件について、前年度、今年で言えば平成29年度に取り組んできた市民参加の手続きについての妥当性を、適当だったかどうかということをお我々は評価するというのが1点。それから平成30年度、今年度ですね、これから重要な政策、条例だとか基本的な計画だとかいろいろなものがありますが、それに当たるものについての市民参加の手続の予定が適切かどうかということについての審査。大きく分けて、この2つです。加えて、今日も若干出てくると思いますが、緊急を要するために市民参加手続がとれなかった案件の了承などもあります。要するに我々は、市にとって、あるいは市民にとって重要な政策を市が決めるときに、適切に市民参加が行われてきたのか、あるいはこれからの政策について行われようとしているのかということをチェックする機関だというふうにご理解ください。

一方、私は会長3期目、委員通算は今回で5期目になりますけれども、どうしても議論の中で、特に市民委員の皆様には、中身の是非になっていく傾向があります。こんなやり方ではだめだと、こんな計画じゃだめだなど、どうしても強い思いが出てくるのですが、政策内容の審査は権限として我々にはありませんので、その中身を審査するのではなくて、手続が市民参加条例上適切かどうかということところです。その点をご理解いただいた上で、ただ、そうは言ってもどうしても気になることはありますから、確認をすとか若干のコメントをすることは構わないと思いますので、我々の任務ということをご理解いただいた上で、今日の審査ないし評価を行っていただければと思います。

それから、お手元に色々な資料があると思いますが、事前に送られたもので、「平成30年度第1回逗子市市民参加制度審査会当日スケジュール」というのがあります。その中で今回の18件のうち、「評価案件」と書いてあるのが昨年度の取り組み状況の参加手続の審査、評価をします。それから、「審査案件」と出てくるのが、今年度、これからの市民参加手続についての適切性を判断、審査するということになりますので、ご承知おきください。

それから、もう一つお手元、席上だと思いますが、審査表というものが配られていると思います。横長の、右肩ホチキスされた資料です。これに、1件ずつ審査した結果、各々皆さんが適当だと思えば審査内容のところの「適当」にチェックをして、不適当だと思う場合には「不

適当」にチェックをしてください。必要なコメントは右側に付してください。特に不相当ともし判断される場合には必ずコメントをつけてください。最終的には、その案件ごとに、皆さんの意見は皆さんの意見でそれぞれ出させていただきますが、この審査会としてこの手続の評価ないし審査の結果が適当かどうかというのは全体で判断いたします。そのように進めてまいりますが、案件1件あたり6分と、大変厳しい時間設定になりますので、とはいっても、いつもそうですが、やはり問題になる手続もあります。そのときは時間をかけて構わないと思います。むしろ適切に進められているなど思うものについては、速やかに適当という判断を出す形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

何かここまででご質問等がありましたら、よろしいですか。

それでは次第には、1として、平成29年度市民参加実施状況等についての評価、2として、平成30年以降に実施される市民参加対象事項の審査となっておりますが、事務局、確認ですが、この進行表のとおり、まだらで出てくるということでもいいですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい、結構です。

【出石稔会長】 また、その案件、部署ごとにやるということですね。はい、わかりました。ということで、では、まず1番の企画課の案件から進めたいと思います。

【経営企画部・福本修司次長】 経営企画部の福本です。よろしくをお願いします。

【企画課・仁科英子主幹】 仁科です。よろしくをお願いします。

【出石稔会長】 では、ご説明をお願いします。

【経営企画部・福本修司次長】 企画課の案件ですが、事案名は、「(仮称)自治基本条例検討事業」です。自治基本条例を制定しようということに向けての手続です。市民参加につきましては、28年度から実施していますので、29年度は2年度目という形になりました。調書の「実施した市民参加の方法」の欄でございますが、「ワークショップ等」、あと「その他」が、黒くチェックになっています。

その欄の下のところで、「市民参加完了予定年度」というところが空欄になっていますが、まだ検討が続きますよということで、ちょっとこれがはっきりしないので書けていない状況です。

追加で出しています資料で、表のタイトルが「(仮称)自治基本条例の検討プロセス」となっているものがあると思います。

まず、一番上のほうに時間軸が書いてあります。平成28年度、その下の4、5、6とかは月ですね。で、今、29年度が終わって30年度以降。その下に、矢印バーでもって書いてあります。

準備から始まって、市民参加等による案の検討、検討案の周知、意見聴取、制定手続き。それぞれ、市民参加等による案の検討というのがステージ1。検討案の周知、意見聴取というのがステージ2。制定手続きがステージ3。今現在どこにいるかという、ステージ1、市民参加等による案の検討のおしりの部分です。市民参加は具体的に何かというと、その下を見ていただいたとおりで、市民参加ワークショップ。これは、公募市民プラス無作為抽出した市民の方に希望者を募って参加してもらって意見をいただきました。こういったことを中心に意見をいただき、と同時に、学識の先生方にお集まりいただきまして、その下に書かれています「(仮称)自治基本条例検討会での検討」というのを同時並行で行って、案を検討いただく手続をやっております。この検討会は、市民の方は入っていませんので、市民参加の手続としてはカウントしていません。以上、ワークショップ、あと、その他、この2つを昨年度行ったところです。

30年度以降につきましては、そのプロセスの表にあるとおり、検討案をもとにして、またさらに意見を市民の方からいただくための手続を重ねていくといったことを計画しているところです。

それぞれ29年度行った市民参加の状況につきましては、お手元の調査書3の付表のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

簡単ですが、以上です。

【出石稔会長】 ありがとうございます。もう一点、確認的に、先ほど言い落としてしまったのですが、このスケジュールの次についている横長の調査書3、市民参加条例第13条第6項第3号の規定に基づく評価(平成29年度以前実施案件)一覧表に丸がいっぱいついていますが、条例上、市民参加手続は2つ以上行わなければならないということになっています。さらにパブリックコメントは原則として全て行わなければいけないことになっています。これを見てもらいますと、1番の自治基本条例については、ワークショップと、それから、その他ということで、先ほど説明があった説明会・意見交換会というものがありますが、パブリックコメントが入ってないのは、これは今年度以降にやるということですね。

【経営企画部・福本修司次長】 ごめんなさい、説明がちょっと足りなかったです。先程のプロセスの表で、今現在はステージ1の段階まで来て、その後、ステージ2、ステージ3と進んでいきます。パブリックコメントは、ステージ3のところで行うということですので、まだ市民参加の途中段階であるということです。

【出石稔会長】 はい、わかりました。では、どんなことでも結構ですので、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【石田晴美委員】 先ほどワークショップは公募と抽選という話でしたが、公募は何人で、抽選は何人か、内訳を。

【経営企画部・福本修司次長】 まず、抽選ではなくてですね。

【石田晴美委員】 無作為抽出？

【経営企画部・福本修司次長】 はい、無作為抽出です。状況としましては、無作為抽出は2,000人を対象に案内しました。結果として、参加しますよという意味が表明されたのは、最終の段階では66人ですね。2年間かけてやっていますので、スタートの段階では88人の方がいたんですが、途中で抜けますみたいなことで徐々に減りまして、最終66人。これが無作為抽出。

次に公募ですが、これは当初の段階では14人でした。これが、終わった段階、最後の段階では32人でした。ですので、最終的には、終わった段階では、66足す32で、あと、これプラス、実は住民自治協議会のほうからも参加していただいていますので、これが5人ですので、合計103がワークショップに参加していただいた人数になります。実際の出席は、それぞれの会によって欠席が当然ございますので、もっと少ない数になっております。

【石田晴美委員】 ワークショップの開催日の参加人数を見ると、大体30人前後ですよ。これは103人の中の27人とか30人の参加ということですか。

【経営企画部・福本修司次長】 そういうことになりますね。ですので、参加率ですと、各会、大体30%前後です。

【石田晴美委員】 分科会とかに分けたわけではなくて、103人の方に来てくださいで、各会3割前後の参加率ですか。

【経営企画部・福本修司次長】 そうですね。

【吉原和行委員】 資料の中で、「まちづくりトーク」というものが29年5月20日に行われていまして、その中の市長の発言を読みますと、議会で条例を検討するための予算が否決されたと書かれていますけれども、これは、議会は予算を予算化することを今も否決したままなんですか。

【経営企画部・福本修司次長】 いえ。否決されたのは、平成29年度の当初予算です。29年度、ワークショップをやっていますので、実はその後に予算をもちました。それは、6月に議会があるんですが、そこで補正予算という形でもって関係予算を提案し、議会から承認をいただいています。その結果として、調査表にあるような形で市民参加のワークショップを行ったということです。

【吉原和行委員】 議会は賛成したということね。

【経営企画部・福本修司次長】 予算に関しては賛成したということですね。

【出石稔会長】 石田委員、いいですか。

【石田晴美委員】 じゃあ、すみません。ワークショップを無作為抽出で幅広い方から意見をいただくという、とても良いことだと思うんですけど、ただ、その参加率が毎回3割というのは非常に残念な結果ですよ。そうすると、結局、今回2,000人の無作為抽出で、最後は66人になったけれども、その人たちから、どういうふうな会議体だったら参加しやすいかというようなことを、意見をフィードバックしながら回されたのかどうか、その辺について教えてください。

【経営企画部・福本修司次長】 ワークショップは基本的に月一でやっていました。その都度テーマを決めて、小さなグループをつくって意見交換をし、例えばワールドカフェみたいなやり方ですとか、いろんなやり方をやって、そういった形でやってきました。終わった後に、毎回アンケートをいただいております、その中では会議に対するご意見も当然いただいております。そこで出た意見につきまして我々も受けとめて、なるべくできるものはやっていくという形でやっていきましたが、参加率が落ちてしまったのは、先ほどありましたけど、2年度目に予算が否決されて、検討が実はそこでもって数カ月あいてしまったんです。流れがとまってしまったので、そこからガクンと出席率が落ちてしまって戻らなかったというのがあります。というのがまず1つと、あとやっぱり2年間というのはどうしても長いというのが感覚的にはありました。

【石田晴美委員】 はい、わかりました。

【出石稔会長】 確かに低いのは事実ですが、それでもよく手が挙がっているという言い方はできるのかもしれないですね。

ほかよろしいでしょうか。では、この政策はまだ継続中で、さらに来年度の評価が出てまいりますので、その際にはまた引き続きで審査することになります。ここまでの段階では適当だということで、この審査会としては評価したいと思います。ありがとうございました。

【吉原和行委員】 一市民としては、こういうことが進んでいるということは、参加率の話があったんですけど、知っている人はあまりいないんじゃないか。僕も広報はそんなに隅から隅まで読んでいませんけれど、やっぱり法律、条例の性質から言って、もう少し市民の中で意識が高まって周知徹底されていないと、この条例をつくっても魂が入らない。時間軸はもうちょっとフレキシブルにやって、市民が、自分たちがこういったものを必要としているという雰囲気が醸成されることがもうちょっと必要なのではないですか。普通の条例とはちょっと違うと

思うんですね。根本的な条例であるので、もう少し時間をかけないとうかなと思うんですね。

【出石稔会長】 先ほど話しましたが、時間をかけたほうがいいのではないかとというのは我々の言えるところではなくて、ただ、一方で、市民参加手続をもっとしっかりやったほうがいいんじゃないかというのは言っているのではないですか。

【吉原和行委員】 いや、プロセスとして、時間を決めちゃってどんどん進むというのはよくないということを言っている。

【出石稔会長】 どういうふうにしましょうかね。吉原委員が意見として出すのであれば、審査表に書いてください。ただ、それをどう審査会意見として記すかは、ちょっとこちらに判断させてもらいます。

【吉原和行委員】 それは、プロセスの進め方のやっぱり意見の違いということですね。

【出石稔会長】 ちょっと意味がわかりません。もう一回。

【吉原和行委員】 目的そのものが関係者の中でコンセンサスがとれてないで、プロセスだけ手続がどんどん進んでも、それは絵に描いた餅になってしまうんじゃないですかと言ってるんですけれど。

【出石稔会長】 だから、それを意見として出すのはいいんだけど、市民参加の手続きとして、妥当性の意見ではないと思います。平成29年度に取り組んできた市民参加の妥当性じゃないから、この審査会としての妥当性どうこうの意見にはならないので、吉原和行委員の意見としてそれを出すのは構いません。全体的に、この後も続くので、そこはきちんと理解してもらいたいと思います。

【石田晴美委員】 ただ、私はここには住んでいないんですけども、住んでいらっしゃる立場として、この自治基本条例の検討ということが、市民からすると、一部市民だけみたいな、乖離されているというお気持ちがおありなのであれば、もうちょっとその周知徹底に努められたいみたいなことは言えると思うんですよ。

【出石稔会長】 それは私も言ったつもりですけど。

【吉原和行委員】 そういうことです、はい。

【経営企画部・福本修司次長】 この資料で、先ほどのプロセスの表で、大きな流れで1、2、3という3段階あると説明したんですけど、現在まだ、市民の方に示すための案のたたき台、一番のもとになるたたき台をまずはワークショップ等を通じてつくりたいという段階です。ですので、それができた次の段階でもって意見をもらう手続きに入ります。それはワークショップという、つまり無作為抽出で呼んだ人とかということではなくて、こちらのほうから地域へ

出向いて行って会合の場に、例えば時間を設定してもらいたいな形でもってある意味押しかけて行って、意見をもらうというようなことをこれからやる予定ですので、そういった意味では今いただいた意見、我々のほうも進めていきたいなというふうに思っております。

【出石稔会長】 では、審査会としても、今、石田晴美委員がおっしゃられたように、つまり、今後の手続についてしっかり周知して市民参加を進めていくということというのは、まさにこの審査会の意見だと思しますのでそれをつけたいと思いますが、よろしいでしょうか。では手続としては適当ということで今の意見をつけたいと思います。

次、2番です。防災安全課さんですね。

【島貫宏防災安全課長】 防災安全課、島貫です。よろしくお願いします。私の所管からは、「逗子市安全安心アクションプランの策定」を説明させていただきます。この計画につきましては、総合計画の個別計画として逗子の防災関係、防犯関係を、今後、年次計画として目標を定めてどうすすめていくかというものをまとめたものでございます。

市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと懇話会を実施いたしました。懇話会につきましては、平成29年度に、5月、7月、10月、12月と4回、パブリックコメントにつきましては、平成30年1月18日から2月19日の間、実施したところでございます。計画につきましては、3月14日に策定をして公表している状況でございます。

先般の市民参加制度審査会での指摘事項といたしましては、こちらにあるとおり、市民参加条例上はパブリックコメントと懇話会で適当であると判断できるものの、案件の性質上、ワークショップなどの当事者が参画する積極的な市民参加が必要であるため、そういった事業を検討されたいということでいただきました。最終的にワークショップは開催に至りませんでした。ただ、今回、小学校地区にあります住民自治協議会にメンバーの推薦を依頼いたしまして、この住民自治協議会がやはり防災防犯というものを地域で考える場所ということで捉えておりますので、そこに所属する委員の方に意見をもち帰っていただきまして、また協議会でもんでいただき、市民周知と市民意見をまとめていくことを考え、そこを市民参加と捉えたものでございます。

ただ、逗子小学校地区、こちらはまだ住民自治協議会が結成されておりましたので、逗子、桜山、新宿という地区の各自治会で、それからマンション管理組合とか、そういったところにお声かけをしまして、説明会、懇話会の開催と、これからやるアクションプランの内容についての概要の説明会をいたしまして、それぞれ代表の方に、どなたか出ていただけないか

というところをご相談いたしました。結果として、逗子地区におきましては、メンバーとしてほなたも参加されない。ただ、ホームページ上でそういった会議の内容をオープンにして、随時意見を受け付けるようにしてくれといったことは求められまして、これはそのように実施してございます。新宿地区につきましては、11の団体にお声かけをしましたので、4名の参加を得て説明会を開催し、その後、代表の方を1名選出していただいております。その方々と行政とでメーリングリストもつくりまして、随時、情報共有したところでございます。

いこのような形での市民参加を実施し、今回の件につきましては、市民参加条例の手続きを終了させたところでございます。

以上です。

【出石稔会長】 これも平成29年度の審査の状況の評価です。ご意見等ありましたらお願いいたします。

【石田晴美委員】 質問です。懇話会のメンバー名簿ですけれども、これ、名前の前に「1項」、「2項」とあるんですが、これはどういう意味があるのでしょうか。

【島貫宏防災安全課長】 これに要綱がございまして、そちらの要綱の中で公募市民ですとか、関係団体とかの選出区分です。

【石田晴美委員】 そういうこと。

【島貫宏防災安全課長】 はい。

【石田晴美委員】 わかりました。

【出石稔会長】 ほかにもあるでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 懇話会の公募市民の数と、審議会の全体の数から、公募市民の割合を出していますが、これは全員出席した場合の率で、実際の出席者って、どれぐらいですか。先ほどだと、3割ぐらいの出席者ということだったので。

【島貫宏防災安全課長】 すみません、正確には説明できないのですが、8割か9割ぐらいは、参加している状況でした。

【出石稔会長】 先ほどのはワークショップで、これは審議会ですよ。

【川戸裕佑副会長】 審議会のほうが、出席率は高いものだなという認識です。

【出石稔会長】 ほかにどうでしょうか。

【安達健委員】 1個だけ。パブコメが1カ月間募集されているんですよ。7件出てきているという感じですけど、7件って、少なくないですか。

【島貫宏防災安全課長】 お一人の方が出ってきて、その内容、意見として7件あったところ

でございます。

【安達健委員】 お一人が出して、7件が出てきた。ということは、実質的にはお一人しか出していない。

【島貫宏防災安全課長】 そうです。

【吉原和行委員】 パブリックコメントって、こんなに少ないものなんですか。

【出石稔会長】 これから出てくる本日の案件もそうですが、ゼロというのが相当出てきます。

【吉原和行委員】 これだと、パブリックコメントに沿っていけば、少な過ぎちゃって参考としてどうなんでしょうか。

【出石稔会長】 これは市全体の……。

【吉原和行委員】 形式的なことばかりやっている気がするんだけど。

【出石稔会長】 形式と言えばそうですが、市は条例に基づきパブリックコメントは実施しています。やっていないわけではないです。事務局は1回、新任の市民委員に条例の説明をしてさしあげたほうがいいですよ。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 後でやってください。

パブリックコメントというのは、そもそも、従来だったら市民は何も物が言えなかったことに対して、誰でも物が言えるようにする仕組みをつくったものです。それに対して、特に消防本部などがそうですが、例えば火災予防条例の改正に市民参加、パブリックコメントは必要ですが、極めて技術的な内容のため、一般市民は意見の出しようがない。ゼロという場合が多くなります。一方で、もっと意見が出てもいいのではないかという案件もあるでしょう。これは実際、逗子市に限ったことではなく多くの自治体が同様の課題を抱えているのは事実ですが、意見が出ないことをことさら問題視すると、極論、パブリックコメントなど不要という話になります。

だから、そこは、ご指摘はわかりますが、手続きがきちんに行われているかどうかをまずしっかり見てほしいことと、でも、こういう案件だったらもっと市民の意見が欲しいよねとか、もちろんそういう指摘は出していただきたいと思います。そこでそもそも制度論をやるのであれば、それは別の機会を設けて議論すべきと思います。

【吉原和行委員】 そういうことを言っているのではないんですけど、あまりにも少ないなという、今、印象として申し上げただけで。しかも、テーマとしては、非常に市民にとっては重要なテーマなのに、意外だなという。1人というのは意外だなと。

【島貫宏防災安全課長】 この会議の中ではさまざまご意見をいただくところではあるんですけども、パブリックコメントを行って、一般の市民の方からは1件だけだったというのは、事実としてございます。

【出石稔会長】 よろしいですか。ほかはどうでしょうか。では、今のような意見はございますが、手続としては適当と判断したいと思います。ありがとうございました。

【島貫宏防災安全課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、続いて、情報政策課さん、お願いします。これも評価案件ですね。どうぞ。

【情報政策課・矢島小百合担当課長】 情報政策課担当課長の矢島です。

【情報政策課・内田典久情報公関係長】 内田です。よろしくお願いいたします。

【情報政策課・矢島小百合担当課長】 よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 お願いします。

【情報政策課・矢島小百合担当課長】 逗子市個人情報保護条例の一部改正について、ご報告させていただきます。

逗子市個人情報保護条例の改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたこと等に伴い、条例を改正したものです。

平成30年第2回逗子市議会定例会に上程し、可決、平成30年6月27日付で公布、施行されています。

調査表に基づきまして、ご報告させていただきます。市民参加の対象事項の区分としては、第7条第1項第2号に該当いたします。

当該事業の主な対象者としましては、市が保有する個人情報の対象者となります。

市民参加の方法としましては、パブリックコメント、また逗子市個人情報保護運営審議会へ諮問をし、答申をいただきました。

パブリックコメントにつきましては、付表にありますように、平成30年2月1日から平成30年3月2日まで実施いたしました。意見の提出数はゼロ件となっております。

それから、逗子市個人情報保護運営審議会につきましては、諮問を平成29年11月17日にしまして、3回にわたりご審議いただきまして、平成30年3月29日に答申をいただいております。

調査表に戻りまして、審査会に諮らず実施しました理由につきましては、平成29年11月に条例の一部改正について、逗子市個人情報保護運営審議会に諮問し、継続審議となり、期間的に

審査会に諮ることができなかつたため、ご報告となりました。

こちらには詳しく書いていないのですが、行政機関個人情報保護法の改正を受けまして、逗子市個人情報保護条例の一部改正を行ったものですが、国からは非識別加工情報の仕組み導入に係る条例改正にも留意するよう通知がありまして、昨年6月に全国では説明会が開催されました。逗子市においては、こちらのパブリックコメントの実施の資料の裏にありますが、非識別加工情報の仕組み導入に当たっては課題も多く、時期尚早と考えまして、制度導入に係る条例改正は行わないこととし、個人情報の定義をできる限り法とあわせまして明確化を図ること、また新しく定義された要配慮個人情報について定義をし、その取り扱いに留意することとした案で、審議会、パブリックコメントを実施の上、議会に上程し、可決されたものです。

昨年6月の総務省の説明会の内容を踏まえまして、検討する点がございまして、審査会には時期的にお諮りができなかつた点がございます。また、11月から3月まで審議会で審議を重ねていたため、年度内の報告ができなかつたものです。

雑ぱくですが、以上でご報告とさせていただきます。

【出石稔会長】 ありがとうございます。

最後におっしゃられていた調査表3の一番下のところは、先ほど来お話ししたように、この審査会に事前に審査をかけるところですが、今の理由によって、かかっていないということです。

では、何かございましたら、ご質問、ご意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。特に手続きとしてはよろしいですか。

これは、個人情報保護運営審議会では、特に非識別加工情報等について議論がかなりかかったということですか。

【情報政策課・矢島小百合担当課長】 非識別加工情報のところもあったのですが、主に要配慮個人情報のところで、逗子市においては取り扱い制限項目と、その要配慮個人情報をどう取り扱うかということで、審議に長く時間がかかりました。

【出石稔会長】 その中には、公募市民が入っていらっしゃるということですね。

【情報政策課・矢島小百合担当課長】 はい。

【出石稔会長】 では、よろしいですか。

では、こちらは適当ということで、審査会で判断したいと思います。

ありがとうございました。

【情報政策課・矢島小百合担当課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 続きまして、4番、課税課です。お願いします。これは、緊急を要する案件ですね。では、説明をお願いいたします。

【山田悟史課税課長】 それでは、課税課からご説明いたします。

調査書の2でございます。今回、緊急を要する行政活動として、逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましてのご報告をいたします。

平成30年度税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、特定の償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例の措置の割合を規定することと、用途変更宅地等に対するみなし課税方式を引き続き採用すること等について、逗子市市税条例を改正したものです。

事業概要で申しますと、5の目的と概要のところ、今の部分について書いてございます。1つ目の特定の償却資産の特例措置は、地域決定型希望税制特例措置、いわゆるわがまち特例として、その減額割合を市町村が条例に規定することとなっている償却資産に、変更及び追加のあったものです。その対象となる資産は、再生可能エネルギー発電設備の太陽光、風力、水力、地力、バイオマスの5種類で、その規模により所有者に賦課する固定資産税の課税標準の特例割合を、地方税法の定める参酌基準と同じ割合にて、市税条例で定めております。

2つ目の用途変更宅地に対する税額策定方式については、平成27年度から29年度課税分に適用してきましたみなし課税方式について、30年度から平成32年度までの3カ年延長されることとなったため、逗子市においても同様に3年の延長を市税条例で規定したものです。

今回、地方税法の一部を改正する等の法律の公布が、平成30年3月31日、施行は同年4月18日でございます。市税条例の改正の施行期日は、30年4月1日であったことから、緊急を要したため、市民参加条例第7条第2項第1号に規定する、緊急を要する行政活動として、市民参加の手続を実施しないことができる事項と判断したものです。

なお、この専決処分までの経過につきましては、別紙の経過資料のとおりでございます。

なお、別紙の経過資料に書いてある日程について、1カ所誤りがございましたので、ここで説明させていただきますと、下から3つ目の「平成30年3月30日」とありますが、「平成30年3月31日」の誤りでございます。申し訳ございません。以上でご説明を終わります。

ご審査よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 今の説明にもありましたが、市民参加条例では、市民参加の対象を規定してあります。その中で、例外として、次の各号のいずれかに該当するものは市民参加の手続を実施しないことができるものとするとしていて、その1号に「緊急を要する行政活動」となって

います。これに該当する場合には、また違う項で、市の執行機関は今のことに当たる場合については、その理由及び対象事項の内容について速やかに公表するとともに、市民参加制度審査会に報告するものとするとなっています。したがって、今、報告が上がっているということです。

では、こちらの市民参加手続きをしないということについて審査したいと思います。ご意見等がありましたら、よろしくお願いいいたします。審査というか報告ですが、一応、我々のほうで、妥当性についてコメントしたいと思います。

【川戸裕佑副会長】 この市民参加をしない、専決の場合は緊急を要してしなかったということ審査する目的って、何ですか。

【出石稔会長】 確かに審査ではなくて報告なので、今申し上げたとおり、報告が今あったので、一応コメントしましょうというぐらいです。今さらだめだということは言えないので。

【川戸裕佑副会長】 何もできないし、これを市民が知ることもないわけで。

【出石稔会長】 おっしゃるとおりです。

【川戸裕佑副会長】 ということですね。

【出石稔会長】 なので、やむを得ないだろうということを皆さん共通でいただければ、それによろしいのではじゃないかと思いますが。

【川戸裕佑副会長】 了解です。

【出石稔会長】 よろしいでしょうか。

では、適当というか、これは報告を聴取したということにしたいと思います。了という形です。ありがとうございます。

続きまして、障がい福祉課さんです。2件ありますけど、区分して1件ずつでよろしいですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。

【出石稔会長】 では、障がい福祉課さんは5番と6番で、評価案件、昨年度の実施結果です。それから、審査案件、今年度の予定と2件ありますが、まず、5番をお願いします。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。5番ですね。障がい者福祉計画の策定についてということで、こちらは市民参加の方法といたしましては、パブリックコメント、それから懇話会等ということで、評価の表をつけさせていただいておりますが、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会の中で、新メンバーの公募市民の方が3名いますので、そこを懇話会等の場として、意見

聴取をさせていただきました。

それから、パブリックコメントを実施しておりまして、パブリックコメントにつきましては添付の資料のとおりでございます。

意見の提出数は、お二人の方から、3件の意見があったという状況でございます。

説明はこのような、以上でよろしいでしょうか。

【出石稔会長】 はい。

それでは、ただいまありましたとおり、懇話会で4回審議をされて、パブリックコメントが行われて、意見が3件ですね。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。

【出石稔会長】 で、策定済みということによろしいですね。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。

【出石稔会長】 では、こちらにつきまして、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

【石田晴美委員】 形式的な質問ですが、審議会の全体人数は13人となっているんですが、メンバー名簿を見ると、「アドバイザー」とありますが、石渡さんですか、先生を入れると15人になるのではないかと思うんですが。

【新倉良枝障がい福祉課長】 そうですね。

【石田晴美委員】 15でも20%なので結構だと思うんですけど、一応、もし15であれば15と直していただいた方が。

【新倉良枝障がい福祉課長】 申し訳ありません。

【出石稔会長】 15でよろしいですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 15、そうですね。

【出石稔会長】 15人中3人が公募委員で、2割。

【新倉良枝障がい福祉課長】 昨年の5月の時点では15で。

【吉原和行委員】 公募市民の人数の目安というのは、何かあるんですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 市民参加条例の中で示されて……。

【吉原和行委員】 そうでしたか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。

【川戸裕佑副会長】 形式的なところついでで、「広報ずし」の何月号ですか。

【出石稔会長】 順番にいきましょう、公募率の話です。これは市民参加条例の10条で、構成員の5分の1です。

【新倉良枝障がい福祉課長】 広報は、12月号で周知させていただいてまして、期間は12月1日から1月5日までとなります。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 ほかはいかがでしょうか。

審議会の公募率は20%。結構多い人数なので、これで満たしてはいるんですが、実際には3人ということなので、今後、これも定時改定があるでしょうから、公募については極力増やしていくことが望ましいかと思います。多過ぎてはどうかと思えますけども、その辺はまた。特に意見ではありませんけれども、もちろん条例上、20%を切ることがないようにしましょうという部分もありますけども。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。今年度につきましては、全体のメンバーが、今お手元にあるメンバー表の中で、下から2番目、3番目が、同じ課から2名の出席をしていただいております。これは、昨年、機構改革がありまして、業務がまだうまく理解し切れていないことがありましたので、同じ課から2名出していただいたんですけども、今年度からはここは1名にさせていただいておりますので、全体の数が1名減った形になっております。

【出石稔会長】 特にほかはよろしければ、適当ということにしたいと思えます。

ありがとうございました。

では、次の6番をお願いします。

【新倉良枝障がい福祉課長】 6番につきましては、重度障がい者医療費助成事業の所得制限の導入ということで、財政対策プログラムの中に位置づけられていた事業ですけれども、事業の実施自体が32年10月からを予定しておりまして、前回の審査会で対象事業から外させていただいていたところですが、今回、パブリックコメント、財政対策につきましてはまとめてやるという方針が出ましたので、実施が先ですけれども、パブリックコメントに載せていくことがありましたので、急遽、対象事業とさせていただいたものです。

こちらにつきましては、パブリックコメントの実施と、同じように障がい者福祉計画策定等検討会での意見聴取、それから、その他といたしまして、説明会を2回実施すること。それから、団体からの希望等によりまして、個別の説明の場を設ける、意見交換の場を設けるという対応をさせていただく予定です。既に説明会は1回実施しておりまして、団体からの希望を受けた意見公開につきましては、1団体から希望がある状況で、順次、対応していく予定でございます。

【出石稔会長】 懇話会が実施済みですね。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。

【出石稔会長】 説明会はこれから、もうすぐですね。

【新倉良枝障がい福祉課長】 懇話会は既に実施しておりまして、説明会は2回予定しているうちの1回は、昨日、開催しておりますが、参加の方がいっしょになかった状況ではありますが、実際は1回実施しております。

【川戸裕佑副会長】 懇話会が8月21日と、昨日になっているんですけど、懇話会とあわせて説明会をされたということですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 そうです。懇話会の後に、時間を別にして、対象者も別にして、説明会も予定をしておりました。

【出石稔会長】 これは審査だから、本年度の予定でいいんですけども、ゼロでも一応予定はしたわけだから、上げておくべきではないですか。

【石田晴美委員】 調査書1の付表のところに、懇話会とワークショップとその他説明会、意見交換会と書いてあって、最初、2回のご予定とおっしゃったけれど、1回分しか書いていないので、もうやってしまっても一応、今年度のことなので、ここは8月21日の日付を書かれた方が良くないですか。

【市民協働部・石井聡次長】 すみません、そこは差し替えをお願いします。

【石田晴美委員】 差し替えですか。

【市民協働部・石井聡次長】 今、ゼロ人だったという、8月21日という一番下の箱のところに入っています。

【石田晴美委員】 入っていました。

【市民協働部・石井聡次長】 申し訳ありません。

【新倉良枝障がい福祉課長】 説明が足りなくて、申し訳ありませんでした。

【石田晴美委員】 いいえ。そうしましたら、また形式的なことで。

【出石稔会長】 どうぞ。

【石田晴美委員】 先ほどの審議会の全体人数も14人と書いてあるんですが、15ではないですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 先ほど、説明させていただいたとおり、下から2番目、3番目のところが同じ部署ということで、そこからの選出を1名にさせていただきましたので……。

【石田晴美委員】 ただ、メンバー名簿がついているのは、「30年6月現在」なので、14人のメンバー表がついていれば14人ねとなったと思うんですけども、それも差し替えのものがある

んですか。

【出石稔会長】 差し替えのほうが古いものなのだね。

【石田晴美委員】 本当だ。

【市民協働課・北村絵理主事】 差しかえの名簿は、先ほど審査していただいた5番の名簿になります。

【出石稔会長】 実績のほうは古い方で、今は審査なので、今度は新しい方を見てくださいますか。率が違うのですね。

【石田晴美委員】 これも30年6月のときは15なんですけど、30年8月では14人ですか。

【市民協働部・石井聡次長】 そのとおりです。年度が違うので、新しい年度の方が差し込みである。さっきの5番は過去の件で、6番は…。

【石田晴美委員】 ごめんなさい。今、ここに入っているのは30年6月現在で15人となっているんですよ。だから、それは、本来は30年8月現在で14人のものが正しい。

【市民協働部・石井聡次長】 さっきの5番は差し替えて、29年5月で判断しなくてはいけなかったものが…。

【石田晴美委員】 いやいや、これはもう結構です。今、入っているのが、しつこいんですけど、30年6月現在で15なので、8月現在の14人のものが本当は差し込まれるはずだったという理解でいいんですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 名簿自体は…。

【市民協働部・石井聡次長】 名簿自体は15になります。アドバイザーは考え方としては…。

【石田晴美委員】 いいえ、アドバイザーは入るんです。

【障がい福祉課・伊達慎一郎係長】 だったら、こちらの認識が……。

【新倉良枝障がい福祉課長】 すみません。

【石田晴美委員】 今まで何回かあって、あと、今回もその後もありますけど、アドバイザーといっても結局、評決するわけではなくて、意見をしながらコンセンサスを得るときは、アドバイザーも審議会のメンバーだよねという話に一度なって、ほかの今日のものでもアドバイザーも入っているのもありますから、なので、これは15なんじゃないですかという意味です。

【新倉良枝障がい福祉課長】 ああ、そうですか。すみません、そこは認識が。

【石田晴美委員】 じゃ、ここは15で。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。そうすると…。

【石田晴美委員】 それでも20%。

【新倉良枝障がい福祉課長】 そうですね。すみません。そうすると、先ほどのものは16人になるでしょうか。

【出石稔会長】 20%切ってしまいますからね。

【新倉良枝障がい福祉課長】 そうですね。

【出石稔会長】 16人だったら。審査のほうはそう。正しく言うと、分母が16になるわけです。

【石田晴美委員】 さっきも16で、本当だったら切ってしまったということですか。はい、わかりました。そうすると、ここは16にして、切っているから、今後、増やすことが適当みたいなコメントになるということですね。

【出石稔会長】 そうですね。

【石田晴美委員】 「増やすように、20%超えるようにご留意いただきたい」みたいなコメントでどうですか。

【出石稔会長】 それでどうでしょうか。委員の皆さんに相談です。だけど、今のことでわかったのですが、5番の平成29年度の評価としては、この検討会のメンバー全部で16人中、公募が3人です。そうすると、2割は切っているということで、ただ、一方で、新しいメンバーではジャスト2割です。なので、改善はされているけれども、一応、審査会としては5番の評価では、公募の割合を20%に確保するよう努められたいという意見は出した方が良いとは思いません。出した上で、実際には改善されているということで、委員の皆さん、よろしいですか。

【川戸裕佑副会長】 はい、結構です。

【出石稔会長】 はい。では、そのように事務局の方で入れてください。

そのほかはいかがでしょうか。では、こちらの方は適切に、今後、市民参加を進めてください。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。ありがとうございます。

【出石稔会長】 ありがとうございます。

【新倉良枝障がい福祉課長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、次、高齢介護課さんです。こちらは評価案件が2件ございますので、1件ずつお願いしたいと思います。

【高齢介護課介護保険係・堀田昌希副主幹】 それでは、まず、私から高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定について、ご説明させていただきます。

こちらは、総合計画及び基幹計画の下位計画となる個別計画で、3年毎に改定しております。

本計画は老人福祉法の規定による老人福祉計画と、介護保険法の規定による介護保険事業を包括した行政計画でございます。老人福祉計画は、全ての高齢者を視野に入れて、高齢者福祉サービスをはじめ、高齢者にかかわる関連施策の充実強化を図るためのものであります。介護保険事業計画につきましては、本市における要介護者等の人数や利用者の意向等を勘案し、また本市が行う地域支援等の必要量や、介護保険給付対象サービスの量の見込み、当該見込み量の確保のための計画を策定しております。本市においては、両計画の整合性を図るため、一体的に高齢者保健福祉計画として策定することとしております。

なお、以前の審査会においてもご報告させていただいておりますが、平成27年度は第6期逗子市高齢者保健福祉計画に係る進捗管理を行い、平成28年度においては、第7期逗子市高齢者保健福祉計画の策定業務に必要なアンケート調査を実施いたしました。平成29年度におきましては、平成30年度から平成32年度の7期計画策定に当たり、計6回の懇話会の開催を行い、ご意見をいただいております。

計画策定に当たりまして、市民の皆さんからの意見聴取の手法といたしましては、まず、平成29年12月16日に、市役所にて市民説明会を実施いたしました。また、パブリックコメントの募集を平成29年12月15日から平成30年1月19日までの間、市ホームページ、広報及び市内各施設にて計画案を公表し、ご意見を募集いたしました。

なお、計画案に対する意見として、2団体の方から23件いただき、その結果につきましては、策定した第7期計画に記載するとともに、平成30年2月14日にホームページにて公表いたしました。計画策定に係る県との協議につきましては、平成30年3月29日に完了し、県との協議終了をもって、計画が確定いたしました。

なお、完成した計画書につきましては、閲覧用として、市内各施設に配布するとともに、ホームページ上でも公開しております。

【高齢介護課高齢福祉係・伊藤英樹副主幹】 それと、その懇話会の中で、私どもで行っております事業が緊急財政対策プログラムに対応する案件が3つございまして、その中で、所得制限を設けることを説明いたしました。それで、内容としましては、市民税が非課税の世帯となる対象として、平成30年度に制度を改正して、新たに正規の枠を設けるということで、3つの事業を対象としました。1つ目が福祉緊急通報システム事業、2つ目が福祉配食サービス事業、3つ目が在宅高齢者紙おむつ等支給事業でございます。この3つの事業につきまして、平成29年の11月6日に開催しました第4回の懇話会の開催時に、各委員に説明をいたしました経緯がございます。

追加でございますが、説明としては以上となります。

【出石稔会長】 ありがとうございます。では、こちらにつきまして、何かありましたらお願いします。

【川戸裕佑副会長】 アンケートの回収率がとても高いように思うんですけど、これは、どういうアンケートをされたんですか。75%とか、60%。

【須田正二高齢介護課長】 資料にもありますように、市内の介護認定を受けていない高齢者、約1万5,000人いるんですけども、それを3年に1回、約5,000人ずつにいたしまして、3歳きざみでアンケートをいたします。1回目は全員の方にアンケートを配りまして、さらに回収がなかった方については、もう一回同じアンケートを催促として送りました。

合計2回送りまして、これだけの回収率は出ています。毎年実施して、今年度も実施しているということで、とりあえず1回目が終わりました、50%を超える回収率となって、もう一回催促をかければ、同じ75%ぐらいの回答を得られると思います。

【川戸裕佑副会長】 ありがとうございます。

【安達健委員】 健康状態とか何かやっているとかやっていないとか、そういうアンケートですよね。

【須田正二高齢介護課長】 そうですね。ひとり暮らしである方とか、普段どんな介護予防を行っているとか、そういった健康だとか介護予防に関しての生活上のアンケートが必要になります。結果等についてもフィードバックをして、3年前に実施したものと比較対照ができるように、自分の衰えたというか、弱った部分について、そこを指摘して強化をしてくださいというアドバイス表を送っています。そういう自己の判断を受けている回答率に出ていると言っているのかと思っています。

【安達健委員】 こういうアンケートは、ほかの市もやっているのですか。

【須田正二高齢介護課長】 最近が増えてきていると思います。

【安達健委員】 じゃあ、先進的な取り組みですか。

【須田正二高齢介護課長】 そうですね。確かに逗子市では、近辺より早いかもしれません。

【川戸裕佑副会長】 フィードバックすると今おっしゃっていましたが、ということは、匿名ではないアンケートですか。

【須田正二高齢介護課長】 そうです。記名式のアンケートです。高齢者の生活実態をつかむということで。

【安達健委員】 これ時系列でデータが集積されていくと、これ多分、5年6年とやっていく

と、もうかなり大きなビッグデータとなっていて、その部分を実際の介護の医療の現場と共有しながら、地域で地域医療を活性化させるという試みは考えているんですか。このデータはすごく大事だと思います。

【須田正二高齢介護課長】 はい。まずですね、国が1つ項目を決めまして、市町村、全国的にまずやらせようとしている。そのデータを国が吸い上げる、名前は吸い上げていませんけど、その他の情報については吸い上げて、全国的なその指標をつくっている。逗子市は独自で、こういうのものを作り上げていったのが、やはり何らかの介護予防です。このように介護にならない、というところに使用しているということを考えています。

【安達健委員】 ありがとうございます。

【吉原和行委員】 それを聞くと、アンケートに答えたくなくなるな。これ、かなり個人情報が入ってくるようになりますよね。特定されている人。

【須田正二高齢介護課長】 七、八十項目です。

【吉原和行委員】 知っています。書きました。

【須田正二高齢介護課長】 わかりました。

【安達健委員】 では、それを国に吸い上げられているってことが、まず怖いですよね。

【吉原和行委員】 そうですよね。

【出石稔会長】 このアンケート自体も市民参加手続ですよね。

【石田晴美委員】 どうなんですか。これ、ニーズ調査なので。

【出石稔会長】 はい。

【石田晴美委員】 ニーズですよね、あくまで。

【出石稔会長】 はい。ニーズですか。

【石田晴美委員】 これは、ニーズ調査ですよね。各課さんがニーズ調査を実施した。これは、市民参加ではないと。市民参加は自分たちがプロセスに直接入って行って、何かクレームとか意見を届けるもの。これはニーズですよね。実態調査というか。

【出石稔会長】 実態調査、はい、わかりました。いずれにしても、十分な市民参加手続きは確保されています。

では、適当ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、そのようにいたします。

では、次、8番お願いします。

【高齢介護課高齢福祉係・伊藤英樹副主幹】 次は、敬老祝金支給事業の廃止ということで、これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、緊急財政プログラムの対象事業として、100歳の方へ、29年度から2万円を長寿のお祝い金として支給をいたしました。平成30年度より廃止といたしました。昨年11月11日に開催しました緊急財政対策の市民説明会で、説明をした事業の1つでございます。こちらにつきましては、パブコメを12月15日から1月15日まで実施をいたしました。意見としては、ゼロ意見でございました。

説明は以上となります。

【出石稔会長】 では、こちらにつきましていかがでしょうか。どうぞ。

【石田晴美委員】 形式的なことで、今回のこのつづりの冊子の一番上の、かがみの一覧表というのは、これは正式なものですかね。

【出石稔会長】 正式というか、これ、事務局がつくったものですね。

【石田晴美委員】 ものなので、ここに間違いがあっても別に構わないですか。

【出石稔会長】 それは直したほうが良いですよ。

【石田晴美委員】 それとも、これを公表するから直したほうがいい、ということになると、この逗子市敬老祝金支給要綱の廃止というところに、パブリックコメントと、懇話会等にも丸がついていて、その他も丸なんです。懇話会等はやっていらっしゃらないんですよね。だから、ここは違うかな。

【出石稔会長】 はい。

【石田晴美委員】 直した方が良かったら、ごめんなさい、5番の障がい福祉課のところの懇話会等のところが、本当は丸なんです。

【出石稔会長】 はい。これは直した方がいいと思います。こういうものって我々の審査を参考につくってくれたと思うんですけども、これまでもそうですが、私も目がそこまで行き届かなかった。確かに、そうですね。

【石田晴美委員】 5番は、懇話会等に丸がついて、8番のところは懇話会等の丸を削除でいい。

【出石稔会長】 後ほどまた気がついたら、皆さんご指摘ください。

【市民協働部・石井聡次長】 申し訳ありません。

【出石稔会長】 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、こちら、適当という形にしたいと思います。ありがとうございました。

【須田正二高齢介護課長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、続きまして、9番、国保健康課さん、お願いします。
お願いします。

【国保健康課保険年金係・塚本智副主幹】 国保健康課です。よろしくお願ひいたします。平成30年度、国民健康保険料の改定について、ご説明いたします。

まず、パブリックコメントの募集ですが、市ホームページ、広報及び市内各施設にて案を公表し、平成29年10月2日から11月1日まで実施いたしました。意見の提出は、1名の方から4件の意見がありました。結果の公表につきましては、11月20日よりホームページに掲載しております。また、11月21日から12月20日まで、市内各施設でも配架いたしました。

次に附属機関の審議会等についてですが、平成29年8月8日に、逗子市国民健康保険運営協議会に諮問書を提出し、議論を経て、11月に条例改正を行うことによる保険料の改定について了承する旨の答申をいただきました。条例改正につきましては、平成29年11月に国民健康保険運営協議会にて、条例改正内容の了承をいただき、平成29年12月の逗子市議会第4回定例会に条例改正の提案を行い、可決されました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

【出石稔会長】 ありがとうございます。

では、ただいまの案件につきまして、ご意見等ありましたらお願いします。

【吉原和行委員】 これ、かなり真剣に地元の方は話しているんですけど、私もあまりこの辺は知識がなくて、改めてこれを読んで、難しいですね、説明が。非常に一般市民は関心が高いんですけど、すぐに保険料がどうたらこうたらとか、結局は、県に集約されるから、どうでもいいんですけども、この内容というのは、市民の方はすごい関心が高いので、もう少し丁寧に変えていくかという、なかなかできませんけど、そうしないとパブリックコメントと言われても、これでぱっと読んで理解して、コメントを書ける人ってそういないと思います。

【国保健康課保険年金係・塚本智副主幹】 確かに、制度が複雑でして、私どもも、もちろん皆さんにわかりやすくという意識を持って取り組んではいるんですけども、今後も心がけていきたいと思います。

【吉原和行委員】 議員の方とも僕は話をしたことがあるんですけど、議員の方も説明し切れない部分があったり、難しくて。独特の、逗子そのものの違いというか、隣の市に、鎌倉に比べて高いとか安いとかというのは簡単にできないと思います。たまたまこの件は、近い将来、

県に統合されるから同じになるだろうなど。だから、同じだと思ったんですけども、この程度のものというのはやっぱりそれにしても、これを見てもなかなかですね、これだけで理解できる人はそんなにいないと思いますよ。口頭の説明部分でもつかない限り。それはそういう説明会でもあったんですか。

【国保健康課保険年金係・塚本智副主幹】 特に一般の方への説明会というのはありません。

【吉原和行委員】 市民としては、そういう説明会を何度も開いていただいて、聞きに行きたいと思っていますと思う。

【国保健康課保険年金係・塚本智副主幹】 はい。

【出石稔会長】 今の件は、評価として2つあると思います。これは終わったことだけれども、まず、パブリックコメントとして市民にわかりやすいものではなかったという評価を出していると思います。それからは、その提案で良いと思います。

一方で、適切かどうかというところの判断と絡めていきたいと思いますので、ほかの委員の方からもご意見を伺いたいのですが、手続きはとっているので、手続きとしては適切だけれども、表現が一般市民にとってわかりにくいものであったという評価がどうかと思いますが、いかがでしょう。

【吉原和行委員】 このチェックリストですけれども、思い出したんですけど、現役のとき、会社の中では、もう一つ、「要改善」があった。適切だけど改善すべき点ありと。そういうカテゴリーがあったって良いじゃないですか。

【出石稔会長】 その辺の話は、次回に向けていいですか。

【吉原和行委員】 ああ、次回ね。

【出石稔会長】 今回はこれでやっていかないといけないので、じゃあ次回、まだ2年間ありますから、来年度に向けた、事務局のほう、1回検討する時間をとりましょう。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 要するにこの評価の審査をもう一つ項目を設けたほうがいいんじゃないかということですよ。

【吉原和行委員】 そうです。

【出石稔会長】 それは、次の検討でよろしいですか。

【吉原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 はい。では、次回の検討にして、今回については、表現について市民にもう少し分かりやすいようにすべきだったというような意見を入れることにしたいと思いますが、

手続きとしては適当ということで今回はよろしいでしょうか。

【安達健委員】 はい、結構です。

【川戸裕佑副会長】 でも、そういった意見もパブリックコメントで出されれば良い話で。意見の4個目にあるんですけど、こういう意見がもっとあれば…。

【安達健委員】 何書いてあるかわかんない。

【川戸裕佑副会長】 いやいや、もっと動きやすいのかなとは思うので。

【安達健委員】 それはそうだ。

【川戸裕佑副会長】 そこを意見するのが我々市民の役割かなと思います。

【安達健委員】 まだ見ていない人いる。

【川戸裕佑副会長】 いや、これだけある時点で、おそらく関心は高いし、ちゃんと読んでいる人はいるんだなというような案件なのかなと認識しました。

【出石稔会長】 そうですね。ただ、その前段として、さらに分かりやすいものをつくることは大変大切なことだと思うので、意見として出すということにしましょう。

ほか、どうでしょうか。

よろしければ今の形でまとめたいと思います。

担当課のほうも、国保健康課様も、そのような形でコメントさせていただきますので、今後の対応としても考えてください。

【国保健康課保険年金係・塚本智副主幹】 はい。

【出石稔会長】 では、以上で結構です。

【国保健康課保険年金係・塚本智副主幹】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 はい。

【環境都市課・平元雄大主事】 じゃあ、環境都市課の平元でございます。よろしく申し上げます。

【出石稔会長】 10番ですね、環境都市課。お願いいたします。

【環境都市課・平元雄大主事】 それでは、自転車等の放置防止に関する条例の一部改正（移動費用の改定）について、ご報告差し上げたいと思います。

こちらに関しましては、まず、引き続き市民参加手続きを終えた後の評価ということでご審議いただければと思います。

なお、こちらに関しましては緊急財政対策の関係で、事前に審査会に諮ることができません

でしたので、その理由につきましてもご報告差し上げたいと思います。

まず、対象事項の名称としては先ほど申し上げたとおり、自転車等の放置防止に関する条例の一部改正でございます。内容といたしましては調書の補足になりますけれども、公共の場所に放置された自転車、バイクを警告、撤去をしております、その撤去したものを引き取りに来られた際に移動費用というものを徴収しております。その移動費用を改定いたしました。概要としては、自転車は1,000円から2,000円に、バイクは2,000円から4,000円にという改定を今回しました。

市民参加の対象事項の区分としては、2号、市民に権利を与え、又は義務を課し、もしくは市民の権利を制限する条例、その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃ということで対象としております。

主な対象者は市民全般ということで、実施をいたしました市民参加の方法は、パブリックコメントとその他にございます説明会、意見交換会でございます。

先に調書の一番下でございます審査会に諮らずに実施した理由のところは、先ほど申し上げたとおり、財政対策プログラムにおいて、平成30年度の緊急財政対策として実施することが決定をしたことから、29年度中の条例改正を要したため、先に審査会に諮る前に市民参加の手続を行ったという次第でございます。

市民参加手続きの中身について、次のページの調書で説明をさせていただきます。まず、パブリックコメントにつきましては、市ホームページと『広報ずし』の12月号で周知をいたしまして、閲覧場所をご覧の場所と、通常どおり閲覧できる場所とそれ以外に自転車の引き取りに来る自転車等保管場所というところが沼間のアーデンヒルの近くでございますので、そちらでも案の公表をいたしました。12月5日から1月9日の約1カ月間いたしまして、パブリックコメントに関しましては、意見の提出はゼロ件でございました。

続きまして、次のページの説明会、意見交換会につきましては、こちらも市ホームページと『広報ずし』の12月号で周知をいたしまして、12月2日の土曜日に開催いたしました。こちらは参加者1名でございました。添付資料といたしましては、説明会の概要とパブリックコメントにかけた内容及びパブリックコメントの結果をつけております。

また、最後にスケジュールをつけておりますが、こちら、1月9日にパブリックコメントを終えまして、平成30年の第1回定例会に提案をいたしまして、議決をいただき、今年の6月1日から条例の施行ということで、改定を実施しております。

以上で報告を終了いたします。よろしくお願いたします。

【出石稔会長】 ありがとうございます。何かありましたら、お願いいたします。
どうぞ。

【石田晴美委員】 すみません、パブリックコメントに出されたものというのは、ここに載っていますか。

【環境都市課・平元雄大主事】 そうですね。

【石田晴美委員】 ページが出ていないんですけど、これですかね。移動費用の改定（案）についてというのがパブリックコメントに出している……。

【環境都市課・平元雄大主事】 そうですね。はい。

【石田晴美委員】 その改定の趣旨が、費用負担の適正化の視点から移動費用を改定するということです。しかし、実際の費用はどれだけなのかという開示がないと、市民としては判断ができないと思うんですけど、それは難しかったですかね。

【環境都市課・平元雄大主事】 実際の費用は、撤去している委託の費用であったりとか、そういうことですよね。

【石田晴美委員】 実際は1台当たりいくらで、赤字だからこうするというのであれば、コメントしようがあるんですけど、ただ、1,000円が2,000円、2,000円が4,000円と言われても、良いのか悪いのかわかりません。今後ですけど、料金改正が抑止効果を狙っているのではなくて、経費負担の適正化であれば、積算根拠みたいなものを開示した方が、より良い判断ができるのかなと。

【環境都市課・平元雄大主事】 わかりました。1台当たりとなると年間において前後する部分はありますけれども、ただ、委託の費用、実際は民間委託をしてやっているなので、そのあたりは数字として出し得るものになります。ご参考にさせていただきます。

【安達健委員】 放置自転車の撤去基準とか、どこかで閲覧できるのか。

【環境都市課・平元雄大主事】 撤去の基準に関しては、条例で定められておりまして、駅の周辺に、まず放置禁止区域というのを定めております。そこはランダムに巡回をして、基本的には、まず警告をした上で、それでも放置をし続けるものに関しては撤去をしているというような形です。それ以外にも、区域以外でも、住民の方や警察等から放置自転車があるというような通報をいただきましたら、警告をした後、一定期間後に撤去をしております。

【安達健委員】 わかりました。

【出石稔会長】 では、先ほどの石田晴美委員の意見はどうでしょうか。意見を出しやすいようにきちんと積算根拠を出すべきだと。どうですか。

【吉原和行委員】 それは…。

【出石稔会長】 それはいいですか。

【吉原和行委員】 そこまでこう言うとね、今度は分かりにくく、あまりにも複雑化し過ぎるじゃないですか。もっと別の案件ならおっしゃるところかわからないですけど、この程度のもので…。

【石田晴美委員】 いや、そんなに…。

【吉原和行委員】 この程度のもので要るんですか。

【石田晴美委員】 いや、単に実績、1台当たり昨年度はいくらだったと書くだけなので、膨大な資料をつけるわけではないので、だから去年は2,500円だったから2,000円にしてねというだけなので。別に構いませんが、私はあった方が意見しやすいかなと思います。

【安達健委員】 この審査のたてつけからいくと、先生が言われているデータっておありですよ。

【石田晴美委員】 データってそんなものじゃ……、ただ単に横表で、昨年度実績値だけです。

【安達健委員】 いくらかってだけで。

【出石稔会長】 本当はパブリックコメントだったら、どのぐらいかかっているのかといった意見が出てくるのがよろしいのですが。

どうですかね。市民が意見を出しやすいような数値等を示すことが望ましいぐらいでどうでしょうかね。

よろしいですか。過度な負担という意味ではなくてね。では、それはまた事務局と調整したいと思います。適当は適当でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

では、続いて11番のまちづくり景観課さん、お願いします。

【須田透まちづくり景観課長】 まちづくり景観課の須田です。

まちづくり景観課では、(仮称)住環境形成計画の策定ということで、29年度に実施した市民参加についてご報告いたします。住環境形成計画は総合計画に位置づけられた安全安心な、快適な暮らしを支えるまちということで、個別計画に位置づけられています。ですので、最初の区分としては、第1号、市の総合計画に位置づけられた計画になります。計画の対象は市民と

ということで、3つ目の29年度に実施した市民参加につきましては、審議会として逗子市まちづくり審議会。それから、当初、予定はなかったんですが、ワークショップ。それからその他ということで、お出かけ円卓フォーラムを行っております。

それぞれの内容についてご報告いたします。

ページをめくっていただいて、まずまちづくり審議会ですが、平成29年12月7日、平成30年2月2日、2回開催しています。その中で計画の案について意見を聴取しています。また、平成30年3月3日、次のページになりますが、市民全体を対象としたまちづくりワークショップ、これからの住環境を考えるというテーマで開催しております。参加者数は31人、内容としてはグループに分かれて、ワールドカフェ方式のワークショップとして実施いたしました。

それからお出かけ円卓フォーラムを1回開催しております、それは市内の団体から13人の方が出席されて、平成30年1月16日に開催をしました。その中で、計画の中での細かい部分での意見と評価というのをを出していただいております。こちらの計画ですけれども、着手は平成28年度から着手をしまして、28、29、今年度も引き続き策定の手続きを進めております。

それで、1点ですけれども、添付資料の中にスケジュール表がありますので、そちらをご覧くださいんですが、当初の計画では、まちづくり審議会、パブリックコメントということで、2つの市民参加を行う予定でしたが、内容的に住民の生活に密接に関係があるということで、市民参加を少し増やして実施しております。

また、今年度につきましても、まちづくり審議会の意見聴取のほか、各地域ごとにかなり特性が変わっていますので、各小学校区ごとに説明会、意見交換という形で、現在、7月、8月、9月の3カ月間で5小学校それぞれの住民自治協議会または逗子小学校区は住民自治協議会がありませんので、小学校区全体を対象に意見交換を今してございまして、そこから出た意見も踏まえて、第4案という形で作成し、10月にまちづくり審議会に諮問をして、パブリックコメントにつきましては、来年2月を予定しております。今年度中の策定を目指しているということになると思いますので、当初に比べて少し市民参加の方向を変えていくということでございます。内容としては以上になります。

【出石稔会長】 ありがとうございます。

そうすると、パブリックコメントは今年度末から来年の2月にかかるってことですね。

【須田透まちづくり景観課長】 はい、来年の2月にかかります。

【出石稔会長】 わかりました。

ご意見等ありましたらお願いいたします。どうぞ。

【石田晴美委員】 すいません、質問で。お出かけ円卓フォーラムは、今、口頭の説明では、私の聞き間違えなのか、53…。13人？

【須田透まちづくり景観課長】 13人です。すみません。

【石田晴美委員】 13人。はい。

それから、ワークショップの参加人数31人というのは、これはもう、自由参加で31人ですか。

【須田透まちづくり景観課長】 はい、そうですね。

【石田晴美委員】 随分皆さん積極的ですね。わかりました。

【吉原和行委員】 このまちづくりに対する関心が高いんですけど、これ、議論の要になるようなものというのはどこに出ているんですか。ホームページですか。

【須田透まちづくり景観課長】 今現在、第3案という形で、市のホームページに掲載しております。ただ、今、この第3案に対しての意見募集ということで、パブリックコメントではないんですけども、その小学校区ごとの説明会を開催していますので、コミュニティセンターとか、市のまちづくり景観課の窓口にアンケートボックスを置いて、アンケートをとっているという状況で、それらも踏まえて第4案を作っていきたいと思っています。

【吉原和行委員】 最近、夕方の交通渋滞がひどいですよね。

【須田透まちづくり景観課長】 はい。

【吉原和行委員】 そういうのは、ここには入ってきますか。

【須田透まちづくり景観課長】 そうですね、基本的に住環境に関する事なので、空き家問題とかは入ってますね。

【吉原和行委員】 空き家問題ね。空き家問題、渋滞とかね。

【須田透まちづくり景観課長】 渋滞は入っていません。交通の問題です。

【吉原和行委員】 ただ、交通渋滞が住環境に間接的に影響があって。

【須田透まちづくり景観課長】 そうですね。

渋滞までは書いていないんですけど、例えば、昭和40年代の方で言えば、郊外型の住宅団地というのがあるんですけど、高齢化するとなかなか足がなくなると。車も乗らなくなる。そうすると、今後はデマンド、乗り物とかミニバスが必要だとか、そういう内容には言及していません、計画の中で。それも住環境の一つです。

【吉原和行委員】 もうちょっとオープンな審議会、ワークショップにも何か、一般市民の方も大人数でお話を説明してもらえというような、そういうものはないのですか。

【須田透まちづくり景観課長】 ワークショップも定員100人とか、今、小学校区ごとに開催し

ている意見交換会も特に定員を設けていないんですが、逆にあまり集まっていだけないというこも。一生懸命宣伝しているんですけど、20人とか30人にとどまっているところで、もう少し周知の仕方を考えて、あと、沼間小学校区が残っていますので、ぜひたくさん参加していただきたいと思っています。

【川戸裕佑副会長】 お出かけ円卓フォーラムというのはどういった出張を。

【須田透まちづくり景観課長】 これは団体。ある程度人数がいる団体から逆に要請を受けて、これについて、市の担当者が来て説明してほしいという制度がありまして、各課からいろいろなテーマがあるんですけど、そのうちの1つに、これがメニューでありますので、呼ばればいつでも行くというような、2時間から2時間半をめどにいろいろな意見交換をするという制度です。これも宣伝して、今、回っていますので、ぜひ呼んでいただければと思っています。

【川戸裕佑副会長】 1月18日に開催されたのは、主体というか、企画されたのが最低敷地を考える会ですか。

【須田透まちづくり景観課長】 そうです。最低敷地を考える会という会から呼ばれて、この計画案について意見交換をしております。自治会・町内会さんとか、わりと福祉の問題でこの制度を使われています。

【川戸裕佑副会長】 このとき、相手方と会う、これに市からはどなたか参加ですか。

【須田透まちづくり景観課長】 もちろん市がお出かけするので、まちづくり景観課などの担当部署の係長、その制度を一番知っている人間が行くというのが趣旨なので、担当者みずから行っております。

【出石稔会長】 かなり参加手続きとしては、重層な仕組みにつくられている取り組みだと思えますが、市側からしたら、そういう形で色々な形をとっているけれども、参加者が意外に集まらない一方で、市民側からすると実は情報が入っていない場合があるということだと思のですね。

【須田透まちづくり景観課長】 知らなかったとか。

【出石稔会長】 私は沼間に住んでいますが、その沼間の日を知らないの、後で教えてもらいます。知っていないといけないですね。すみません。

【須田透まちづくり景観課長】 いいえ。

【出石稔会長】 なので、そのあたり、ここに書くことではないと思いますが、また周知をしっかりとしていただければと思います。

【須田透まちづくり景観課長】 わかりました。

【出石稔会長】 ちなみに、沼間はいつですか。

【須田透まちづくり景観課長】 9月22日の土曜、第4週。

【出石稔会長】 メモしておきます。

【吉原和幸委員】 久木は終わったんですね。

【須田透まちづくり景観課長】 久木は終わりました。8月に。

【安達健委員】 小坪の予定は。

【須田透まちづくり景観課長】 小坪は7月の28日に。

【安達健委員】 終わった。やっぱり知らない。

【須田透まちづくり景観課長】 小坪は意外と人が集まって。住民協を中心にやっています。

【牧瀬稔委員】 自治会の回覧板か何かでそういうのは回してもらえない？

【須田透まちづくり景観課長】 回してもらえると、ありがたいのですけれど。

【牧瀬稔委員】 立場が微妙なんだ。

【須田透まちづくり景観課長】 そうです。

【出石稔会長】 いろいろ工夫をぜひしてください。

では、以上で、ありがとうございました。

では、続きまして、12番、緑政課さんですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。たびたび恐縮ですが、これも今日、差し替えているのをしておりますので、こちらで。

【出石稔会長】 お願いします。

【緑政課・津田陽一係長】 緑政課です。公園と緑地を管理する所管です。よろしくお願いいいたします。総合計画実施計画における第3節、「自然と人間を共に大切にするまち」、1、自然を大切にするまちを担う個別計画の逗子市緑の基本計画の改定作業を昨年度に実施しました。市民参加の対象事項の区分としましては、1、市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更になります。

審査会プロセスとしましては、当市のみどり審議会、あと、パブコメを実施しました。みどり審議会におきましては、みどり審議会の構成としまして、学識経験者3名、公募による市民委員さんが2名ということの構成になっております。

平成29年度、みどり審議会は4回実施しております。パブリックコメントに関しては決定のとおりです。以前、本審査会でのご指摘事項としましては、緑の保全活動を行っている団体等

からの意見聴取も有効ということを考えていくというご指摘を受けまして、今回、市内で活動していただいているボランティア団体5つにヒアリングを行い、その意見を反映しました。

説明は以上です。

【出石稔会長】 では、こちらにつきまして、ご意見等お願いします。どうぞ。

【石田晴美委員】 すみません。調書3の付表は差し替えではないですよね。審議会の全体の人数5人という、40%という、これを差し替え…。

【緑政課・津田陽一係長】 それは差し替えではないですが、それは…。

【石田晴美委員】 そうすると、開催日が…。

【緑政課・津田陽一係長】 開催日がそうですね。

【石田晴美委員】 そうですね。

【緑政課・津田陽一係長】 失礼しました。29年6月16日、と修正ください。

【石田晴美委員】 あと、それとせっきく指摘事項の緑関係の団体についてヒアリングを行ったということでしたら、それも何かどこか、その他というところに入れてお書きになったらいかがかなという気はいたしました。以上です。

【出石稔会長】 そうですね。後段については、市民参加手続きをむしろ拡充させたわけだから、その他、後で入れておいた方が良いのではないのでしょうか。

【緑政課・津田陽一係長】 わかりました。訂正、追記を行います。

【出石稔会長】 ほか、いかがでしょうか。特によろしいですか。

では、今の件は、特に、コメントはしなくていいですか。

【石田晴美委員】 はい、いいです。

【出石稔会長】 では、直すということで。

【緑政課・津田陽一係長】 はい、わかりました。

【出石稔会長】 以上で終わります。

【緑政課・津田陽一係長】 ありがとうございます。

【資源循環課・城田桃子係長】 資源循環課の城田と申します。よろしくをお願いします。

【出石稔会長】 お願いします。どうぞ。

【資源循環課・城田桃子係長】 資源循環課のほうでは、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正、し尿処理手数料及び浄化槽清掃手数料の改定ということで、昨年度、実施いたしました。

市民参加の対象事項の区分といたしましては、第2号に該当しています。市民参加の方法は、パブリックコメントと審議会を行いました。パブリックコメントにつきましては、市ホームページ、広報ずし12月号、市の公共施設14カ所と各地域活動センター15カ所、それ以外に、対象者に個別通知を行いました。パブコメ実施期間は2017年11月22日から2017年12月21日に行っております。結果の公表につきましては、広報ずし以外の対象の場所と同じところに公表しております。

意見の提出数としましては、4人の方から5件の意見が出ました。

審議会につきましては、逗子市廃棄物減量等推進審議会、学識3名、市民3名、事業者3名の9人で構成されております。こちらのほうに8月22日から3回にわたり、集まりまして審議していただきまして、今年の1月12日に答申をいただきました。今年の3月1日に議決のほう、市議会のほうで、それを議決をもらいまして、今年度の4月から制度を実施しています。

ご説明のほうは以上です。

【出石稔会長】 ありがとうございます。では、こちら、ご意見等お願いいたします。

【石田晴美委員】 すみません。ちょっと関係ないような気もするんですが、パブリックコメントの世帯の負担に関すること、整理番号2という非常に悲痛な内容ですね。これについて、採否の理由はいいんですけども、誰が出したかというのがわかった、記名だったんですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 お名前はあります。

【石田晴美委員】 そして、ここも本案には関係ないですが、こんな悲痛な、生きていくのがつらいと言われたら、すぐそれは関係部署に渡す対応はされたんですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 この方は2番目の方ですね。

【石田晴美委員】 そう。

【資源循環課・城田桃子係長】 この方につきましては生活保護のほうをご案内いたしまして。

【石田晴美委員】 そうですか。それはよかった。

【資源循環課・城田桃子係長】 ただ、ちょっと認められなかったの。

【石田晴美委員】 認められなかった。

【資源循環課・城田桃子係長】 はい。

【石田晴美委員】 ほかの補助も何もできなかった。

【資源循環課・城田桃子係長】 そうですね。生活保護になれば、減免のほうは引き続きあったんですけども。

【石田晴美委員】 そうですか。それは大変お気の毒としか申し上げられません。でも、すぐ

に関係なくても、すぐにちゃんと連携をとって。

【資源循環課・城田桃子係長】 そうですね、はい、それは。

【石田晴美委員】 とても適切な対応だと思います。

【出石稔会長】 ほかいかがでしょう。

【川戸裕佑副会長】 手続とは別で、内容についてなんですけど、パブリックコメントの3、4、5を書いている、この方々は改修していないということのようなんですけど、改修が義務だということを書いてあって、義務づけられているけど、やっていないというのが、これはどうということなんですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 罰則はないので、そのままにされている方がこれだけいらっしやったと。

【川戸裕佑副会長】 あと、もう一つは、パブリックコメントを出すとき、市として何か主張したいこととか、なぜこうしているのかというのがもうちょっと見ると、コメントしやすいのかな。こういうコメントではなくて、もっと求めているコメントが来やすいのかなと思いついて、例えば今回のパブリックコメントの内容だと、要は毎年、この2,300万かかるのか、200万かかるよ、なるよというようなことを言いたいんでしょうか。

【資源循環課・城田桃子係長】 コストのところということですね。そうですね、コスト面で、下水道にすぐ接続されている方がいらっしやる一方で、その義務を果たさないままずっと長年にわたって来てしまっていますというところで、数十世帯しか残っていないんですけれども、これだけのコストを毎年かけているところと合理化を図りたいということで制度改正。

【川戸裕佑副会長】 制度とは関係ないですけど、何かもっとやり方があるんじゃないかなという気がしました。

【出石稔会長】 でも、それは要するに市民参加の意見を出しやすくするというようになりますね。

【川戸裕佑副会長】 はい。

【吉原和行委員】 共同処理されています、し尿なんか。

【資源循環課・城田桃子係長】 はい。

【吉原和行委員】 これは委託しているんですか、対応は。葉山町のし尿処理施設に委託するなど。

【資源循環課・城田桃子係長】 そうです。

【吉原和行委員】 逗子が別に、逗子市と一緒に資本を投下して、その施設へ、そういったこ

とはしてないですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 費用は負担しています。

【吉原和行委員】 費用だけですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 その中で施設の維持管理費用とか含まれていますので。

【吉原和行委員】 その意味で共同処理費用ということですか。

【資源循環課・城田桃子係長】 そうです。

【吉原和行委員】 これはとても良いことですね。

【資源循環課・城田桃子係長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 どうでしょうか、ではコメントを入れたいと思いますか。そこまではいいですか。

【川戸裕佑副会長】 読めばわかるところ、市としてこうだから、こうというのが明確にわかると、ああ、そうだよねと思うと思うんです。

【資源循環課・城田桃子係長】 はい。

【出石稔会長】 先ほども1つありましたが、やはり分かりやすい資料ということですかね、そういう意味では。そこも同じようにコメントをつけてみましょうか。先ほどの9番の国保のところでも、やはり市民に対して分かりやすいというのがありましたけれども、同様に、市が実施したい趣旨を明確にしたほうがいいのではないかというようなコメントを、つけましょう。

【資源循環課・城田桃子係長】 はい。

【出石稔会長】 そのようなコメントをつけますので、今回のこれは終わったことですが、引き続き留意をしてもらおうというか、お願いしたいと思います。

ほかいかがでしょう。よれば、審査としては適当とした上で、今のような形で趣旨を明確にするほうが望ましかったというような形にしたいと思います。

【資源循環課・城田桃子係長】 はい。

【出石稔会長】 ありがとうございます。

【資源循環課・城田桃子係長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、続いて、都市整備課さんですね。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 都市整備課の香山と申します。よろしく申し上げます。

【都市整備課土木管理係・荻谷拓馬主事】 都市整備課の荻谷と申します。

【出石稔会長】 お願いします。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 それでは、簡単にご説明をさせていただきます。都市整備課は、逗子市市営住宅条例施行規則の一部改正についてです。申しわけないです。最初に、総合計画実施計画における名称ということですが、こちらのほうは、総合計画の第4節、「安全で安心な快適な暮らしを支えるまち」の4の「都市機能の整った快適なまち」という中に位置づけられますので、申し訳ございません。訂正をお願いします。

市民参加の対象事項の区分といたしましては、市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃ということです。

主な対象者といたしましては、市営住宅駐車場外部貸し出しの利用希望者ということで、今回の場合は、市営沼間南台住宅の駐車場を希望される方ということです。

それと、市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと説明会ということで、2つ実施させていただきました。説明会は、パブコメもそうですけど、ホームページと広報ずしを使って周知をさせていただきました。説明会は30年の2月7日に実施いたしました。参加者はゼロでした。パブリックコメントにつきましては、30年2月14日から3月15日までの間ということで、閲覧場所は市内の施設です。できるところ全てに配架させていただいて、コメントをお願いしたんですが、こちらも、結果といたしましては、パブコメの件数としてはゼロということでした。

それで、本来であれば、こちらは、28年度に外部貸し出しができる条例改正を行いまして、その後、規則を改正して貸し出しをする予定だったんですが、貸し出しに伴いまして、駐車場整備ということが予算として予定されておりました。当初予算がつかなかったんですが、昨年の10月に、事業査定の結果、駐車場整備費が30年度当初につくことになりました。今年の5月から貸し出しをすることが10月に決まったものですから、急遽説明会とパブコメを実施後、規則改正を行い5月から貸し出しを実施したということでございます。

貸し出しの概要といたしましては、市営沼間南台住宅の空き駐車場10台を、金額といたしましては1万2,000円で、こちらは近傍同種の駐車場を参考に金額を算定いたしまして、規則改正を行ったということです。

非常に雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

【出石稔会長】 ありがとうございます。では、こちらにつきまして。

【吉原和行委員】 一番最後に書いてある、審査会の諮らず実施した理由というのは、今お話を聞いて何となく分かりましたけど、ちょっとこの文章ではわかりません。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 はい。

【吉原和行委員】 そういう書き方がわからないと思います。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 はい。

【吉原和行委員】 理由がたくさん書いてあって。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 事業査定の中で急遽予算が付くことになり、整備が終わってから貸し出しということなのですが、整備から貸し出しまでの間、時間がなかったということで、審査会にかけられなかったということです。申し訳ございませんでした。

【石田晴美委員】 よろしいですか。

【出石稔会長】 どうぞ。

【石田晴美委員】 10区画を外部に貸し出しするためと、これは全て新規ということですか。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 今まで住宅に住んでいる方用の駐車場に空き区画がございますので、その10区画を新規で住宅居住者以外の方に貸し出しをしたということです。駐車場の有効活用ということです。

【石田晴美委員】 説明会をしても誰も来なかったということで、例えばもうこの近隣というのは限られた方しか、外部といってもこの辺に住んでいる方だと思うんですけど、例えば町内会の回覧板に、今度こういうふうになりますので、ご意見があったらくださいみたいな周知の仕方はされているんですか。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 当初、事業所が近くにございまして、事業所から借りたいという声がありました。事業所には声をかけてはみたんですが、現実的にはパブコメも説明会も来られなかったということでございます。

【石田晴美委員】 わかりました。

【川戸裕佑副会長】 有効活用はどうなっているんですか、使用状況は。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 当初、見込みとしましては、その近くの事業所であるとか、あと、他からも10台近くの話はあったんですが、現実的には現在、5月から2台の貸し出しということで、8台については、空きがある状態ということでございます。その後も、事業所には声をかけさせていただいたんですけども、当初と予定が変わって、良い返事はございません。

【吉原和行委員】 そうすると、駐車場を貸し出しする設備の費用というのは、元が取れるんでしょうか。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 予算は50万弱ぐらいです。白線を引くとか、カー

ブミラーをつけるとか、あと、看板です。それと区画線をわかりやすく、住んでいる方と一般の方をわかりやすくするといった整備です。当初であれば、1年ぐらいでその分は、元が取れると10台貸せれば十分見込めたのですが、現状は2台なので、このままでは二、三年かかってしまうような状況かと思えます。

【安達健委員】 時間貸しの需要とかは、あの辺はないですか。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 時間貸しということですか。近くに県営住宅がありますが、そちらは事業者に空いている駐車場を貸しています。その事業者が時間貸しをやられています。逗子としては、一般事業者に貸してというところまでは考えていません。どうしても駐車場が建物の中に入っていて、道路に面しているところではないものですから、住んでいる居住者とのトラブルとか、そういったものを考えますと、やはり特定の方への貸し出しのほうが好ましいということでございます。

【安達健委員】 わかりました。

【出石稔会長】 手続きとしては適当ということでよろしいでしょうか。

【安達健委員】 はい。

【出石稔会長】 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

【都市整備課土木管理係・香山智副主幹】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、15番ですね。消防総務課さんお願いします。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 消防本部消防総務課でございます。よろしくお願ひいたします。私ども、今回、逗子市消防団第2分団詰所の建て替えにつきまして、市民の皆様参加をいただいたところです。その建て替え計画の策定につきまして、ご説明をさせていただきます。

全市民を対象にさせていただきます。市民参加の方法といたしましては、パブリックコメント、それから市民説明会、この市民説明会は2回実施をさせていただきます。第1回目が平成29年3月26日の日曜日、36名の参加をいただきました。それから、第2回目、平成29年9月3日、日曜日です。20名の参加をいただいております。

それから、さらにこちらのほうにも書かせていただきましたが、それプラス意見交換会ということで、市長を交えての意見交換会を実施させていただきます。こちらの日取りが平成29年9月14日の木曜日、21名のご参加をいただいているところでございます。

それから、パブリックコメントといたしましては、平成29年9月15日、金曜日から同年10月

16日、月曜日まで実施をさせていただきました、ご意見といたしましては、5人の方から14件のご意見をいただいております。その内訳でございますけれども、意見を反映し、素案を修正したものについては5件、ご意見を反映することが困難であったため、素案どおりとしたものが4件、それから、今回のパブリックコメント対象外の内容であったために、参考意見として扱わせていただいたものが5件、合計14件でございます。

そして、この事業なんですけれども、平成29年度は実施設計の策定ということで終わっております。2カ年計画で建て替えの計画を立てておりまして、平成30年度、今年度におきましては、実工事、既存の建物を解体し、新しい建物を建設するという予定になってございます。

簡単ではございますが、説明のほうは以上でございます。

【出石稔会長】 ありがとうございます。では、こちらにつきまして、ご意見等、お願いいたします。

【石田晴美委員】 すみません。

【出石稔会長】 どうぞ。

【石田晴美委員】 今の説明で、この説明会以外にも、市長さんとの説明会があった。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 はい。

【石田晴美委員】 意見交換会を実施されたということですから、それもお書きになられたほうが良いんじゃないかなと思いました、その他のところで。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 はい。

【石田晴美委員】 それと、この参加人数なんですけど、市民が36人で参加人数47人という、この差は何なのでしょう。市民が1人も来なかったら、ゼロと書くので、こちらの主催者側の人数はここには入ってこないと思うんですけど、47と36の差は何でしょう。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 すみません。職員のほうを入れてしまって、47と書いて。

【石田晴美委員】 そうしたら、36のほうが。

【出石稔会長】 そうですね。

【石田晴美委員】 あるいは20のほうが望ましいと思います。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 承知いたしました。

【石田晴美委員】 はい。

【出石稔会長】 そうですね。そこはそうだと思います。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 はい。

【出石稔会長】 市民以外で参加した人という意味だから、これは。

それから、今ありましたとおり、市長が参加した意見交換会は入れてください。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 はい。

【出石稔会長】 十分な実績ですので、それは修正してください。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 はい。

【出石稔会長】 調査書3の付表の方の修正をお願いします。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 はい。

【出石稔会長】 ほかいかがでしょうか。これは前委員の今井委員が相当強く。

【石田晴美委員】 はい、ご関心がおありでした。

【出石稔会長】 で、ご自身も相当意見を出されていて、意見を反映させることが、是非はともかくとして、十分参酌されているということは大変望ましいことだったろうと思います。

よろしいでしょうか。では、妥当と、適当ということにいたします。ありがとうございました。

【消防総務課・熊坂篤範副主幹】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 委員の皆様、今、5時ですが、あと3件です。すみませんが、少し延長でよろしいでしょうか。

【石田晴美委員】 はい。

【出石稔会長】 恐れ入ります。では、16番、お願いいたします。図書館さんですね。はい、お願いします。

【図書館・利根川博専任主査】 図書館です。よろしく申し上げます。

【出石稔会長】 はい。どうぞお願いします。

【図書館・利根川博専任主査】 図書館では、今回、2件のパブリックコメントを昨年、実施、市民参加に基づいた策定をいたしまして、2件ありまして、1件目が子ども読書活動の推進ということなんですけれども、今回の子ども読書計画については、第一次計画が昨年度をもって終了するというので、市民参加に基づく二次計画の策定でございました。実際、二次計画策定のため、平成28年度から動いていまして、実際に二か年計画で第二次計画の策定に取り組んだわけでございます。一次計画を受けて、二次計画に取りかかるということで、一次計画の根本精神というのを引き継ぎつつも、新たな場面を展開していくということでの第二次計画でございましたので、まず、平成28年度にワークショップを実施いたしました。久木中学校におきまして、図書委員の生徒さんを中心に集まっていただいてワークショップを実施したところで

あります。2年目の平成29年度に懇話会を立ち上げまして、これは約1年限定でしたが、そこで専門の委員の先生方、それから公募の市民の方にも参画をいただいて懇話会を設置いたしまして、二次計画の策定に取り組んだところでございます。

そして、最後に、昨年の末から今年の初めにかけてパブリックコメントを実施いたしました。広報、あるいは市のホームページを通じて市民の皆さんからのご意見を募ったところでありまして、合計で8件ほどの意見を頂戴いたしまして、実際にいただいた中では、ほとんどが原案に盛り込まれている内容だと判断をいたしましたので、ご意見によって修正をしたということはありません。

このワークショップ、それから、懇話会で意見を求めたこと、そして、パブリックコメントを実施しました。この3点によりまして、まとめをいたしまして、今年の3月に、教育委員会
の定例会において承認をいただいたということでございます。

子ども読書については以上でございます。

【出石稔会長】 はい。では、1件ずつやりますので。まず、ただいまの件につきまして、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

【吉原和行委員】 メンバーリストに協議会委員とありますけど、懇話会と違うんですか。

【図書館・利根川博専任主査】 懇話会はこれをつくるために設置したものです。

【吉原和行委員】 そのリストは。

【図書館・利根川博専任主査】 それで、そのリストはないわけです。

【吉原和行委員】 それが必要ですよ。それが……。

【石田晴美委員】 兼ねている状況はないんですか。図書館協議会の方が懇話会のメンバーを兼ねる。

【図書館・利根川博専任主査】 全員ではないですが。

【石田晴美委員】 全員じゃない。

【図書館・利根川博専任主査】 その中のお一人が懇話会に参加されて。

【石田晴美委員】 じゃ、そのメンバーの人、いるんじゃないですか。

【吉原和行委員】 これは違う。これは協議会だから違う。

【出石稔会長】 それは必要です。そちらの名簿が必要です。

すぐ準備できますか。できるとしたら、先に次の案件をやっておきますので。

【市民協働課・中川公嗣市民協働係長】 参考資料と書かれたところの4ページ。計画の中を見ていただきますと、参考資料というのがあるんですけども。

【石田晴美委員】 ありました。

【市民協働課・中川公嗣市民協働係長】 この中の4ページのところに、今回のメンバーの記載があります。

【吉原和行委員】 公募が1名で少ない。2割はクリアしているんですけど、この1名というのは、この方が病気とか、欠席されたら、公募の意見というのは反映されないんですか。僕は、この件の提案の性格からして、そんなに専門家の方が4名もいらっしゃるよりも、もう1名、公募の方を増やすべきという事案じゃないですか。公募の方1名というのは、もしその方が出席できないようになられたということになると、不在のまま議論されるわけですね。

【図書館・利根川博専任主査】 はい。

【吉原和行委員】 それは好ましくないんじゃないの。本来、図書館という市民にとって重要な行政サービスの1つで、利用者の意見を聞くことが必要だから、少な過ぎると思うんですけど。なぜ1人しかいないのかなと、最低2以上になってほしいと思うんです。

【図書館・利根川博専任主査】 そのことでは、当初1名ということで計画を立てた、ですから。

【吉原和行委員】 そういう考え方は普通じゃないんじゃないの。一般的じゃないんじゃないですか。専門性の高い問題じゃなくて、一般の市民の方の関心の高い、市民の方が取り組める案件なんです。そもそも2割で押さえ込もうという考え方が市の中であるでしょう。せっかく市民参加によるということなら、市民の公募の数を増やしたほうがいいと思うんです。特に子育てをしているお母さんの意見を吸い上げたほうが良いんじゃないでしょうか。

【出石稔会長】 一応、条例上の2割を守っているんですが、大変重要な意見です。一方で、私は少し違う視点で意見があります。委員5人のうち、3人は職員です。座長、副座長も職員です。一般的に第三者機関とは、これは言えないと思います。附属機関ではないからまだしも、懇話会だけど、やはり今のご意見とセットだと思います。市民がこういう子どもの図書活動にかかわるようなことで、1名、ある意味、形上は入れてあるけれども、1名で、かつ、有識者はこのアドバイザー、図書館協議会の委員の方だけで、あとは職員が3人占めているということは、事実上、これは職員の中に市民と専門家が同席してもらっているという位置づけになるとすると、これは懇話会という言葉としては妥当では、私もないと思いますね。

【吉原和行委員】 これだと市民がいないじゃない。

【出石稔会長】 結果的にはもう終わったものなのだけれども、我々は評価しなければいけないので、ほかの委員はどう思いますか。懇話会の構成についてです。

【川戸裕佑副会長】 私は不適當だと思います。読書活動推進計画で、親が読むというよりは、先生が読んだらいいものじゃないかなと思ひまして、だったら、教員が入ったほうが良いのかなと思つて。

【出石稔会長】 おそらく学校教育課長、学校教育課の方が教員なのでしょう。要綱を見ても、学校関係と書いてありますが、私から言わせれば、都合のいい、役所にいる人を入れているというイメージですね。

【石田晴美委員】 対象の子どもというのは何歳までですか。

【図書館・利根川博専任主査】 この計画の中では18歳まで。

【石田晴美委員】 そうであれば、高校生なら十分、会議に参加できると思ひます。当事者の声というんですか、親や教員がわいわい外で言つても、「それじゃ、私たちは読みませんよ」となりませんか。高校には図書委員とかあります。中学生も図書委員がいます。中学校でワークショップをやられていらつしゃるということで、今後そういうことがあれば、当事者、子供、子供と言ふんだつたら、当事者も何らか巻き込むような活動があつてもいいかなと思ひます。

【吉原和行委員】 ユーザーの意見を聞かなくやだめじゃないですか。ユーザー、いないじゃないですか。

【安達健委員】 教育者の委員として採決させるのは難しいでしょうから。どっちかというところオブザーバーみたいな形は2つぐらいつくつて。

【石田晴美委員】 ヒアリングとか…。

【安達健委員】 そうですね。それでもいいですね。少し構成は見直していただいたほうが良いと思ひます。

【出石稔会長】 これは図書館協議会には全く関与はしてもらつてないですね。

【図書館・利根川博専任主査】 報告はしております。

【出石稔会長】 報告ですね。

【図書館・利根川博専任主査】 はい。

【出石稔会長】 吉原和行委員から不適當という意見が出ており、ここは慎重に結論を出さなければいけないと思ひますので、各委員のご意見をいただきたいところなのですが、妥当性を欠くことは事実だと思ひます。私の観点は、むしろ市内部でつくられている会議が中心に見える。それと、公募が1名のみという意見が今ございましたが。

【石田晴美委員】 ちょっと私も関わつているのに、よく分かつていなくて恐縮なんです、今回ののは終わったことですね。私たちは始まる前にも、見ていますよね。実施前に、多分これ

は一度、かかっていることだと思うんです。やるときに、審議会とか懇話会のメンバーについて、ご報告いただいていたんでしょうね。このメンバーじゃだめだよというんだったら、今回ではなく、その前にすべきだったという気がします。実施前のときに可としておきながら、終わってみて、たまたま今回、気がついたので「だめ」というのは、私たちの側の違反の気がします。今後は、事業実施前にわかれば、審議会委員のお名前じゃなくて、肩書だけでも出していれば。今回、ここをもっと入れる方がよい、入れるべきではないのということと言えたと思います。今回についても、実施前に審議にかけていますよね。

【出石稔会長】 その点、どうですか、もう一昨年度になりますか、この案件は2年間かけていますから、2年前の審査会で意見を出したときにどうだったか。

【市民協働部・石井聡次長】 28年の3月の審査会にかかったんです。

【石田晴美委員】 そのときに懇話会の構成メンバーは出ているんですか。公募はこれからかけるにしても、こういう職員の人は何人かというのが出ていて、それが通っていたんだとしたら、私たちは後出しだと思うんですね。

【出石稔会長】 要綱が28年4月1日に制定されていますね。だから、微妙なところですかね。

【市民協働部・石井聡次長】 そうですね。だから、おそらくあったとしても、今の名簿の下に要綱ができていないか、できていないかぐらいの段階なので、今の例えば子どもの読書にかかわる学校関係者というところまでは決まっていたかもしれないです。ただ、それが学校教育課の職員の教員になるというのは、そこまで読みきれないです。

【石田晴美委員】 であれば、やっぱりここは適当で、ただ、コメント欄として、今後は、懇話会というのは、基本、外部の人、あるいは過度に市役所のメンバーが仮に、入っているのは好ましくないということしか言えないかなという気がします。

【出石稔会長】 例えば条例上の手続はとっている。なので、ここの区分としては、今回の部分でいけば適当になると思うのです。コメントとして、条例の手続としての市民参加は計られているけれども、この懇話会の構成委員は妥当性を欠いている部分がある。もうちょっと書くとしたら、5人のメンバーで子どもの読書を検討する委員会にしては、公募委員が1人という点と、それから、5人中3人は実際には市の職員であり教員であるということから、妥当性が十分とはいえない、欠けていると言わざるを得ない。このぐらいでどうでしょうか。適否の扱いは、すみませんが、今回は適切とさせてもらって。吉原委員、よろしいですか。

【吉原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 今回はちょっとそれで。

【吉原和行委員】 はい。

【出石稔会長】 では、そういうようなコメントを出しますので、図書館さんもこれは単発で終わっていますから、次回、同じようなことを検討するときには、今のことを十分配慮してつくるようにしてください。

【石田晴美委員】 すみません。もう一つ、ワークショップ等のところの開催日が28年6月8日になって、これは28年だと。

【図書館・利根川博専任主査】 そうです。

【石田晴美委員】 28年のことだと、ここには載せないんじゃないですか。

【出石稔会長】 厳密に言うと、28年にやったことを29年にやるとなるんですが。

【石田晴美委員】 だから、一昨年です、1年前。1年前というか、29年度にやったことを私たちは見るんじゃないですか。

【出石稔会長】 そうですね、原則は。だから、本件は3カ年かかっています。

【石田晴美委員】 でも、3カ年だったら、その3カ年分をやるんですか。

【出石稔会長】 見たくないですか。

【石田晴美委員】 見たく、いやいや、立てつけがどうなっているのかという、その3カ年だったら、まとめてになる…。

【出石稔会長】 条例は明確に決まってないです。

【石田晴美委員】 決まってない。だから、そうすると多分、前にやったけど、書いてない人と、去年のことだけ書いている人と、いろいろ書き方が違うので、どうなのかなと。

【出石稔会長】 そうです。今回初めて委員の方もいらっしゃいますが、少しずつ改善されているのは事実としてあります。今言ったのは、すごく実は大事なポイントで、条例上の仕組みだけ言うと、市民参加の実績の評価は最後にやればよいとなります。3年かかるのは、3年、終わった最後に評価すればよいとなるわけですが、見方を変えれば、毎年度評価しているという事は、次の年度の市民参加の進め方をある程度チェックをしているんですね。最初に審査をして、以降、毎年、2年、3年かかるのをそれぞれ審査会でチェックしているということで、2年目のときに、1年目の実績を出してもらったほうが絶対わかりやすいではないですか。

【石田晴美委員】 じゃ、そうしたら、ほかの人たちもそうした方が。

【出石稔会長】 これは事務的に調整して、また統一を図ります。はい、わかりました。では、それでよろしいでしょうか。

じゃ、次、17番、お願いいたします。

【図書館・利根川博専任主査】 2件目になりますが、図書館のサービス目標2018の策定に關しまして、報告をいたします。昨年度1年間かけまして、サービス目標2018となっていますが、これはもともと2011年という過去にサービス目標を設定したときがありました。そのいわば改訂という形でまとめていくことを打ち出したものであります。

今回の目標の策定に当たりましては、先ほどお示ししましたけれども、図書館協議会というものを、学識経験者の方2名が入って、あと、公募市民が1名入っている図書館協議会におきまして、このサービス目標2018の案をかなり何回にもわたって作り上げてまいりました。そして、その作り上げた原案を昨年度末から今年の初めにかけてパブリックコメントとして、市の広報はじめ、様々な形で市民の皆様からのご意見を頂戴したところであります。この2点において、市民参加に則った形で策定を進めていったわけですが、サービス目標について、パブリックコメントを実施しました結果、合計で27件のご意見を頂戴したところであります。その中で、具体的にはパブリックコメントでご意見をいただいたことによって、原案を一部修正させていただいたもの、市民参加ということになるでしょうけれども、それが3件ほどありました。細かい文言の部分でのご指摘がありましたので、その部分は原案に対して修正をかけたものでございます。合計で27件のコメントをいただきまして、それをもとに、もう一度、洗い直しをしまして、今年の4月に最終的にまとめましたものを教育委員会の定例会に報告をし、了承をいただいたところでございます。サービス目標については以上でございます。

【出石稔会長】 では、こちらについても意見等お願いいたします。

【吉原和行委員】 図書館協議会に同じことを申し上げたいんですけど、メンバーを見ますと、公募が1名というのは少ないと感ずますし、ユーザーの声を反映していただきたい。

【図書館・利根川博専任主査】 ここは専門の先生にできるだけ、アドバイスをさせていただきたいというのがあります。

【吉原和行委員】 どうしてそういうことになるのでしょうか。図書館は、市民が利用しやすい、利用していいというものをすべきなんじゃないですか。

【図書館・利根川博専任主査】 市民意見というよりは、むしろ専門の職員が活動する、活躍する場ですので、専門の先生方にできるだけ参画いただいた方が…。

【吉原和行委員】 それはあなたの意見じゃないですか。ユーザーはそう思っていないかもしれない、利用者は。

【図書館・利根川博専任主査】 これ以上市民を増やすというのは…。

【川戸裕佑副会長】 目標をつくるのは市民ではないんじゃないですか。目標、サービス…。

【吉原和行委員】 反映をするわけです、意見を。意見を述べる。市側に申し上げる機会だから。

【図書館・利根川博専任主査】 図書館協議会というのは図書館長の諮問機関でありますので、専門家のご意見をできるだけ多く徴取するというのが目的で設置をされたものです。

【出石稔会長】 これは附属機関ですよ。

【図書館・利根川博専任主査】 諮問機関です。

【出石稔会長】 だから、附属機関でしょう。

【図書館・利根川博専任主査】 これは市の機関です。

【出石稔会長】 だから、附属機関でしょう。条例設置の附属機関ではないのですか。そこは大事なところなので。諮問機関というのがございますがそうではなくて、附属機関ですねと聞いている。地方自治法138条の4に基づく附属機関ですかと聞いています。

【図書館・利根川博専任主査】 はい。

【出石稔会長】 だとしたら、意見を申し上げますけども、先ほどの懇話会は単発で、まして、先ほど吉原委員がおっしゃられたように、もしそのときに市民が1人で参加していなかったら、市民の意見が反映できないよねという話はそのとおりだと思います。一方で、本件は法律、地方自治法を根拠とする附属機関の場合には、いろいろな性格がありますが、その附属機関として市民参加をさせるということは、市民参加条例、2割という数字を入れているから、それを守っている以上、吉原委員の意見はよくわかるものの、それを見解の相違だから、それは増やすべきだというのはちょっと、我々はそれをそこまでは言えないと思います。これは会長ではなくて、委員としての意見です。

【石田晴美委員】 ちょっと違うんですが、この市民参加制度審査会での審査結果の指摘事項で、吉原委員がおっしゃるように、図書館というのは非常に住民に密接なサービスを提供するものだから、利用者のニーズ把握のためにアンケート調査をしたらというふうに指摘をしたのに、今も、十分にやっているから、時間もないから、アンケート調査の実施は見送ったというのは、私は納得がいけないですね。そんなの変な話、1時間、2時間、模造紙に今度、こういうのをやるからと言って、紙1枚やってやればいくらでもできることだと思います。そんなすごいものをつくってくださいとこちらは言っているわけじゃなくて、もっと市民の人の声を聞くという姿勢を大事にしてくださいと言っているにもかかわらず、「見送った」で済ませる。ここで「見送った」と言われると、今後、審査会の指摘は何でも「時間がないからできません」で終わってしまっただけでいいということになりませんか。「既にご意見箱があるから、しなく

ていい」と言われてしまうのは、審査会で意見を言った者としては心外です。

【出石稔会長】 ちょっとこれも大事でしょうから、ほかの委員の方のご意見、お願いいたします。結論としては、市民委員1人の議論というよりも、実に市民参加手続としての市民参加の実質的な参加が十分図られているとは言えないんじゃないかということですね。どうなんなんでしょう。形式的にはやっているけど。

【吉原和行委員】 数字はクリアしていますね。

【出石稔会長】 形式でそうですが、いわゆる聞く耳を持っていないということちょっと言い過ぎかもしれないけれども、手続きさえとればいいではないかと。逗子市の条例ができたときに最初、一部の部局にそういう姿勢はあったのですね。それがこの10年条例を運用してきて、大分変わってきたのは事実なのですね。にもかかわらず、先ほどの2件も含めて、手続きをとれば、あとは端的に言えば教育委員会が決めればいいんだというような姿勢のように、私にも見えます。

【吉原和行委員】 私は市民を排除しているような印象があります、それを申しますと、今のご説明など。

【石田晴美委員】 審査会の指摘事項についての対応については、不適切だと私は思います。

【川戸裕佑副会長】 時間的余裕がないからと言っちゃいけないことだと思います。内容が不適當です。

【出石稔会長】 さあ、どうでしょうか。答申の中で、案件ごとのコメントとは別に、本文などに書いてあるケースはあります。今度の項目じゃなくて。市民参加手続として、見方によれば市民を排除している、あるいは真摯に審査会の意見を認めていない。あるいは形式的な参加にとどまっているというようなことが見受けられる、案件があることをちょっときつめに審査会として警鐘を鳴らすというのではどうでしょうか。不適當としてもいいですけども、両方あわせて。

【石田晴美委員】 適當で結構ですけど、きちんとコメントすべきと思います。指摘しても何も変わらない審査会なのであれば、要らないということになってしまいます。

【出石稔会長】 確かにそうですね。本当にそれはそのとおりで、手続きさえとってればいいというんだったら、審査会は要らないね。それはおっしゃるとおり。今のよう形のをちょっと文章にして、これは厳しく警鐘するでお願いします。

【図書館・利根川博専任主査】 はい。

【出石稔会長】 今回はこういうことで適當とさせていただきますが、今の意見を強くつけると

ということで、図書館さんの方もこれは承知をしてください。

【図書館・利根川博専任主査】 はい。

【出石稔会長】 では、そのようにいたします。

それでは、最後、保育課さんですね。お待たせしました。遅くなりまして。お願いします。

【杉山正彦保育課長】 杉山でございます。よろしくお願いいたします。

【保育課・粟飯原なおみ副主幹】 副主幹の粟飯原と申します。よろしくお願いいたします。

【杉山正彦保育課長】 失礼いたします。保育課のほうでは、保育所等入所の調整基準の見直しについてという形で実施をいたしております。保育所等の利用調整基準というものは、保育所の入所をご希望された場合に、その優先順位をつくるときに点数化をする、その点数化の仕方に対して、今回、一部改めるということでございます。今回の改訂の原点には、育児休業に関する法律の法改正があり、社会情勢の変化ですとか、本市の出生率を踏まえて公平性を高め、有効に保育所を利用していただくため、現在はこういう形になりました。

市民参加の手法としましては、審議会と、あとはこれは、審議会のほうは子ども・子育て会議で審議会を開きまして、こちらのほうで結果の報告を3回、ご審議いただいております。パブリックコメントにつきましては、9月1日から9月30日まで実施いたしております、お手元の資料にまとめて出しましたけれども、資料につきましては、Eメールで1件意見をいただいております。その意見については、既に修正をして判断をしたいということで了承をいたしております。

内容としては以上のようになりますが、よろしいでしょうか。

【出石稔会長】 はい。それでは、意見等お願いいたします。いかがでしょうか。

【吉原和行委員】 これは今、相当関心の高い案件だったと思って、こういうとき、パブリックコメントが1人というのはどうしてなんですか。深刻に考えているお母さんたちは多いと思うので。

【杉山正彦保育課長】 当市の場合、平成26年度にも改定をしまして、今回も法改正になったので改定したということでもありますけれども、パブリックコメントの資料そのものは、市内のすべての保育施設に掲示しておりますし、入所に係る条件であるので、スマイルにも掲示をしておりますので。

【吉原和行委員】 今は何人ぐらいいるの、待機。

【杉山正彦保育課長】 今年の4月1日で8人です。関心が高いと言えば高いんですけども。

【吉原和行委員】 いわゆる予備軍であって、お子さん、かなり小さい。

【杉山正彦保育課長】 はい。

【吉原和行委員】 お子さんを抱えているご両親と会ったときに、そういう話は関心が高いのではないですか。

【杉山正彦保育課長】 そうですね。ただ、まさに細かい状況を当てて点数化をして、その状況で点数が何点となったという結果を試算していかないと、多分細かい比較ができないと思うんですね。そこはちょっと資料として比較することができないので、点数化をした定数の人であったりとか、ポイントとして、1人の方を優先しますとか、あとは、今回、保育士の方がいるのですが、その方とかを優先したりですとか、そういった項目として、こういったことが変わるポイントですというお示しの仕方をしていきますので、それについてのご意見がここは1件あったという状況で、大きく優先順位が変わるということではないので、優先順位というよりはその辺が若干前よりも、より高まったというような傾向の話ですから、大筋が変わるという話であると、違う反応があるかもしれません。要素としてはそれほど大きな変更ではない状況があると思います。そのあたりでどうにかしたいと思うんですが。

【吉原和行委員】 周知の方法はほかに工夫する余地はないのかお伺いします。

【杉山正彦保育課長】 保育所全て、保育関係の施設全て掲示していますし、一般的に皆さんが利用する施設に全て掲示をしておりますし、ホームページにも掲載しています。平成26年度に行ったパブリックコメントのほうがかなり大きな改定で、そのときも一定、ご意見はあったんですけど、そんなにいっぱいケースは出なかったと記憶しています。10件に行かないぐらいの状況です。それほど大きな認識を持つような状況ではない。待機児童数、それほど多いわけでもないですから、待機児童が多ければ多いほど関心は高いと思いますけれども。

【出石稔会長】 そうは言っても、パブリックコメント、それから、住民参加手続はいろんなところで出てきますから、なかなか意見が出ないのが実情かもしれないけれども、それでも粘り強く広報していく、周知していくということが大事かもしれないです。

【杉山正彦保育課長】 あとは、検討の段階で、未就学の方だとか、一般的な意味で、行政がいただいているご意見ですから、そういった部分に対応しながら検討を進めていきますから、一定程度、ご意見は吸い上げた上で案が出ているという状況でございます。

【出石稔会長】 ほかはよろしいですか。では、こちらは適当とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで18件、全部審査・評価を終わりました。従来の流れでいくと、この審査表

を今日、あるいはお持ち帰りになってそれぞれ今日お出しいただいたご意見、そのほかのご意見をつけて事務局の方にお出しいただく、と。それで、私と調整をして全体の評価と審査の結果ができましたら各委員にご確認をいただくという形でよろしいでしょうか。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 ここで念のため一応、確認しておきたいのが審査会全体として出すものとしては、審査結果としては今回は18件、適当という形にします。ただ、4番の課税課の案件は適当という言葉は適切ではないので、「報告を了した」という形にします。それから、審査会全体としてコメントをつけよう、と今日出たのは、5番の公募率をもう少し上げた方が良いのではないかということ。それから、9番が市民に分かりやすいパブリックコメントの案を示すべきということ。10番は積算根拠を出すべきということ。それから、13番は趣旨をもう少し明確にすることが望ましかったということ。16、17番は、書き方に工夫が必要ですけど、懇話会及び協議会のメンバー構成について、まず懇話会の方については公募が1名ということは妥当と言えないのではないかと、それから、図書館協議会の方は厳しい意見で市民を排除しているともとれる。それと、審査会の意見に全く耳を傾けておらず、形式的な市民参加になっているのではないかと、ということで加えて警告的な形をとりたい。ということだったと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

【出石稔会長】 皆さんそれから、プラスして個々の意見として入れることば場合としては可能ですからコメントして事務局に出してください。

【市民協働部・石井聡次長】 長時間にわたり、ありがとうございます。1件だけご報告ですが、6月の市議会の一般質問の中で公募市民の件が話題になりました。審議会等、委員さんの任期が定まっているものと、定まっていないものがあります。特に定まっていない懇話会で、公募市民で10年を超えてしまっているものがいくつか出てきている状況です。あるいは、任期はあるけれども応募がないので、同じ方が重複して受けてしまっていたり、本当にこれで市民の方の声を広く伺うという主旨にあっているのかどうか、というのが議論です。すぐに、一定の期数を定めて、ということは今現在は考えておりませんが、今日のご審議の中にもありましたとおり、人数を単に2割とかいうことではなくて、広くかつより多くの方にとすることは工夫をしないと、どんどん楽な方になってしまうということになりがちなので、何らかの工夫をして、各課に連絡したいと思います。それから、今日の審査の中で、当然、過去のことなので今更ということもありますが、いただいた意見・ご指摘については、全課で共有をしま

すので、どこかの課が言われたことをまた別の課が同じことをしないように、ということはこちらで徹底したいと考えております。以上です。ありがとうございました。

【出石稔会長】 ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —